

## 【漢検研究奨励賞】 優秀賞

### 和語に対する漢字の影響―「写」字と「うつす」の関係を一例に―

東北大学大学院 博士課程前期2年 シスク・マシユ・ヨセフ

#### 【目次】

一 はじめに	7
二 固有日本語の「うつす」	9
二一 移動系の「うつす」	9
二二 複製系の「うつす」	11
三 「写」字について	12
三一 「写」字の語誌	12
三二 「写」字の定訓	15
四 「写」字の複製系の「うつす」への影響	16
四一 上代における「写」字の受容と〈描写〉の「うつす」	16
四二 中古における〈書写〉の「うつす」	18
四三 中古における〈描写〉の「うつす」	22
四四 中世における〈書写〉の「うつす」	26
四五 中世における〈描写〉の「うつす」	27
四六 近世における〈書写〉と〈描写〉の「うつす」	28
五 「写」字の移動系の「うつす」への影響	30
五一 「写瓶」と〈中身を入れかえる〉の関係	30
五二 日本における「写瓶」の受容―古文書と古記録	31
五三 中古における〈写瓶〉の訓読	32
五四 〈伝授〉から〈中身を入れかえる〉へ	34
五五 〈中身を入れかえる〉の普及	35
六 まとめ	37

#### 【凡例】

一、本論では平安時代の時代区分の呼称については、中田祝夫『古点本の国語学的研究』（講談社1954, pg. 127-128）などを参考にしながら、次のように区分した。

平安初期（七九四年―一九〇〇年）                      平安中期（九〇二年―一〇〇〇年）、  
平安後期（一〇〇二年―一〇八六年）                      院政期（二〇八七年―一二九二年）

二、本論では、次の文体の用語は以下のように用いる。

① 日本漢字文（漢字文とも）―日本人が漢字のみで記した文献を指す。その中でも、特筆しない限り、峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』（東京大学出版会1986, pg. 44-45）の分類における「漢文の作成を志向するもの」（いわゆる純漢文）と「国語文の作成を志向するもの」（変体漢文、記録体等と呼ばれる類）を日本漢字文（漢字文）の両方を含む。

⑩和文―漢語や漢文訓読語からの影響が薄く、純粋な日本語に最も近い文体を指す。中でも、物語、和歌、日記、隨筆などの種類がある。漢語や漢文訓読語からの影響がないわけではないが、全体として、その影響は次の和漢混淆文より遥かに少ない。

⑪和漢混淆文―広く和文脈と漢文脈を合わせて書かれたものを指す。従来、軍記物の文体に専用されることが多かったが、本論では広い意味で用いて、漢語や漢文訓読的な要素を多く含んでいる文体をすべて和漢混淆文のように呼ぶ。

三、本調査で調べた漢文や漢字文以外のすべての用例の意味分類は別資料1の別表でまとめた。また、本論で依拠したテキストは特筆しない限り、別表下にまとめて示す。

四、日本古典文学大系から引用する際には、問題となる箇所は、底本の形に戻した。それ以外は、理解の便をはかって、できるだけ校訂者の表記をそのまま採用した。

## 一 はじめに

漢字は日本語へどのような影響を及ぼしているだろうか。近年、このような問題がよく取り上げられている。そして、日本語と漢字とはいかなる関係にあるかという議論が活発である。最近、日本語は「転倒した言語」、あるいは「書字中心言語」というように、日本語が漢字に完全に依存していると唱える極端な声さえも耳にする<sup>1</sup>。例えば、高島俊男氏は、日本語と漢字の関係について次のように述べている。

日本人にとって、ことばの実体は文字なのである。音声は、それがおとすかげにすぎない。かげであるから、あちらのことばのおとすかげと、こちらのことばがおとすかげとがかさなっても気にしないのである。かげがかさなった時は、チラリとその実体のほうを見れば区別がつく。チラリとその実体を見る―それがすなわち文字の参照である。

ここで、高島氏は日本人が明治以降、西洋から取り入れた多くの新しい概念を、無暗に漢語に訳したため、字面を参照しないと、区別がつかない同音異義語が数えきれないほどできたことを指摘している。

字音語(中国から伝来した漢語と、日本人が造った和製漢語)の場合、高島氏の指摘のように、文字に依存している言葉は少なくないので、ここでは漢字の影響が濃いことは誰でも否定しないだろう。しかし、和語(日本の固有の言葉)の場合、漢字の影響はそれほど目立たない。漢文訓読において、和文と和歌とは違う特殊な和語の語彙と語法が用いられることがよく指摘される<sup>2</sup>。また、その中から、「くをもって」(「以・式」の訓読)、「すなわち」(「即・則」などの訓読)、「あるいは」(「或」の訓読)などの一部の語が漢文訓読を越えて、現代の日常会話まで浸透していることは周知の通りであるが、あまり大きな影響としては捉えられてこなかった。

しかし、漢字が和語に及ぼした影響は、このような訓読語という限られた語彙体系にはとどまっていない。漢字が千年以上も和語を書き表すために用いられてきた現在では、その影が和語の意味と用法に反映されている場合があると思われる。和語といっても、現代

我々が使っている和語の意味が、すべて本来の日本語にあった意味かという点、そうではなく、日本語の表記のうつわである漢字から引きずられた意味もあると思われる。この点について、佐藤喜代治博士は次のように述べている。

漢字と日本語とは意味の一致しない点があるだけでなく、中国語と日本語とは文法上の性格を異にし、日本語における動詞・形容詞などの活用語尾や助動詞・助詞など、漢字で書き表すことのできないものもある。それにもかかわらず、漢字は日本人にとって重要な読書・表記の手段であって、漢字本位の思想が強く、漢字が日本語に及ぼした影響も少なくない<sup>4)</sup>。

そして、具体例として、佐藤博士は「あそぶ」と「ゆく」という語をあげている。「あそぶ」には、「遊戯する」以外に、「本拠地から離れて学問をおさめる」という意味もあるが、博士によると、日本語の「あそぶ」にはもともと、この意味がなかった。この意味は漢文訓読において「遊」(または「游」)の字から影響を受けて生じたものであるという。同様に「ゆく」という日本語にはもともと「目的地に向かって動く」という意味しかなかったが、漢文訓読において、「ゆく」が「逝」と「殂」の字の和訓として用いられることにより、「逝去」「死去」という意味が新しく生じたのである<sup>5)</sup>。

本研究では、このような現象を出発点にして、一つの漢字影響論を試みたいと思う。従来の研究では、漢字の影響を述べる際に、漢語の受け入れや、和製漢語といった字音語に関わる問題と、漢文訓読語とその性格に関わる問題が多く取り上げられてきた。しかし、本研究では、今までに十分に研究されてこなかったと思われる漢字の和語の意味への影響を取り上げたいと思う。そして、このような影響を明らかにすることによって、漢字と日本語とはいかなる関係にあるか、また、我々が現在使用している和語の背後にどのような中国語が潜んでいるか、というようなことがわかってくる。

本論では、「うつす」という日本語を取り上げて、この「うつす」という語が漢語の「写(寫)」<sup>6)</sup>からどのような影響を受けたかについて述べる。「うつす」は、二一で述べるように、本来、〈移動〉を表す語であったと考えられるが、古代中国語では、移動を表す語として、「移」、「遷」、「写」、「徙」などがあり、これらの語はいずれも、古くから「うつす」と訓せられてきた。しかし、これらの語すべてが日本語の「うつす」と意味上の一対一の対応関係にあるわけではない。例えば、「写」字の場合、〈移動〉の字義に加えて、〈書写〉と〈描写〉という字義もあり、また、〈ある容器の中身を他の容器へ入れかえる〉という意味もあり、場合によっては、抽象的に〈師が弟子に自分の教えを漏れなく伝授する〉という意味で用いられることもある。結論を先取りして言えば、これらの意味はすべて、本来、日本語の「うつす」にはなかったと考えられるが、「写」字の伝来とともに、「うつす」に伝わったと思われる。

本論では、先ず、第二節で、以下に展開する意味において、漢字の影響を受けていないと思われる固有日本語の「うつす」の意味を確認し、第三節では「写」字の意味を明らかにする。第四節では、「写」字から伝わったと考えられる〈書写〉と〈描写〉の各意味の「うつす」への定着について述べ、第五節では、〈中身を入れかえる〉と〈伝授〉の定着について述べる。

## 二 固有日本語の「うつす」

本論では、和語全体のうち、漢字の影響を受けていない本来の日本語の中にある要素を和語全体から分けるために、仮に「固有日本語」のように呼ぶが、本節ではこのような固有日本語の「うつす」の意味について述べる。周知の通り、日本では、漢字が伝来するまでは、固有の文字がなかった。そのため、書記の原初期から漢字が使用されており、漢字の影響を全く受けていない日本語の姿とはどのようなものだったか調べることは困難である。しかし、用例の出現の仕方や意味変化の流れから、固有日本語の意味をある程度推定することはできると思われる。そこで、本節では、奈良時代の文献や、平安時代初中期の和文・和歌の用例をもとに、「うつす」の固有と思われる意味を分析していくことにする。

固有日本語の「うつす」は意味上で大きく二つの系統に分けられる。先ず、「場所をうつす」のような〈移動〉を表す一群のものと、「鏡にうつす」のような〈複製〉を表す一群のものがある。本論では〈移動〉に関わる用法を移動系と呼び、〈複製〉に関わる用法を複製系と呼ぶ。

### 二一 移動系の「うつす」

固有日本語の「うつす」は、本来、〈移動〉を表す語であったと考えられる。奈良時代の文献において、「うつす」の確例がほとんど得られないため、その意味を探ることは困難な面もあるが、「古事記」(七二二年成立)<sup>8</sup>と「日本書紀」(七二〇年成立)では次のように、「遷」の字で〈移動〉を表した用例が見られ、これらの例を「うつす」と読めば、「うつす」の最古の二例になる。

- (1) 御陵ハ石寸<sup>ミハカ</sup>の掖上<sup>イシレ</sup>ニ在<sup>ウキガミ</sup>シテ、後<sup>アリ</sup>遷<sup>ウツス</sup>科長<sup>シ</sup>中陵<sup>ノチ</sup>也(後二科長<sup>ノチ</sup>の中<sup>ノチ</sup>の陵<sup>ノチ</sup>ニ遷<sup>ウツス</sup>マリキ<sup>ウツス</sup>也)。  
「古事記」下巻<sup>9</sup>
- (2) 十六年秋七月詔<sup>シヨウノリ</sup>(シ<sup>シ</sup>て桑<sup>ニ</sup>に)宜<sup>キ</sup>(キ)国<sup>クニ</sup>界<sup>ノ</sup>にて桑<sup>ヲ</sup>を殖<sup>ウヅ</sup>シム。又散<sup>チ</sup>て遷<sup>ウツ</sup>秦<sup>ノ</sup>の民<sup>ヲ</sup>。  
一を(又秦<sup>ノ</sup>の民<sup>ヲ</sup>を散<sup>チ</sup>て遷<sup>ウツ</sup>て)尊<sup>ウツ</sup>經<sup>ウツ</sup>閣<sup>ウツ</sup>文<sup>ウツ</sup>庫<sup>ウツ</sup>本<sup>ウツ</sup>…又散<sup>チ</sup>て遷<sup>ウツ</sup>秦<sup>ノ</sup>の民<sup>ヲ</sup>を)唐<sup>ウツ</sup>調<sup>ウツ</sup>調<sup>ウツ</sup>。  
「使<sup>ウツ</sup>」獻<sup>ウツ</sup>(シメタマフ)。

図書寮本「日本書紀」古訓 卷第十四・雄略紀<sup>10</sup>

(1)では、「遷(うつす)」が用明天皇の御墓を科長に移動したことを表しており、(2)では、「遷(うつす)」が秦の民を移住させたことを表している。「古事記」と「日本書紀」は、周知の通り、両方とも漢字で書かれており、また両方とも当時、どのように読んだか確定できないため、右の用例の「遷」の字は、奈良時代において「うつす」と読まれていたかどうか定かではない。「日本書紀」の場合、古点本の中から、図書寮本(一四二二年点)と尊経閣文庫本(鎌倉前期写)は「遷」の字に「うつす」という訓を付しているが、これらの古点本が奈良時代の訓をそのまま保っているとは断言できない。しかし、次のような平安初期の宣命書きの文献と平安後期の訓点資料から、この「遷」という字が奈良時代においておそらく「うつす」と読まれていただろうことがわかる。

- (3) 又先帝<sup>ノ</sup>方<sup>ノ</sup>代<sup>ノ</sup>宮<sup>ノ</sup>上<sup>ノ</sup>定<sup>ノ</sup>賜<sup>ノ</sup>置<sup>ノ</sup>平安京<sup>ヲ</sup>也。乘<sup>ノ</sup>勅<sup>ヲ</sup>止<sup>ル</sup>停<sup>ル</sup>勅<sup>ヲ</sup>之<sup>ヲ</sup>平城古京<sup>ニ</sup>遷<sup>ス</sup>也。秦<sup>ノ</sup>勅<sup>ヲ</sup>。天下<sup>ニ</sup>平<sup>ク</sup>擾<sup>ル</sup>乱<sup>ス</sup>。  
「日本後紀」(八四〇年成立)卷二十、弘仁元年(八二〇)九月丁未(十日)<sup>11</sup>

(4) 遷ウツリシ徒ウツシ

09505020 興聖寺藏「大唐西域記卷十二」平安後期墨点<sup>12</sup>

(3)では「遷」の下に「左牟止(さむと)」という宣命書きが見られ、これはおそらく、「うつさむ」の活用語尾にあたる。(4)は築島裕博士の『訓点語彙集成』(汲古書院2007)に拠ったものであるが、「遷」に「ウツリ」と、別筆で「ウツシ」の省略形と考えられる「ツシ」の傍訓が施されていることがわかる。

「うつす」の意味に戻ると、平安時代に入ると、〈移動〉の「うつす」の用例が和文と和歌において、見られるようになる。次の「古今和歌集」(九〇五年―九一四年成立)と「落窪物語」(九八五年成立)の用例がこの用法にあたるものである。

(5) 人の家なりけるきくの花をうつしうへたりけるをよめる。

(6) 今けふ日ひにか買かひたる鏡かがみのをかしげなるに、この御箱おほぼこに入りぬべく見えしみへし中略ちゆうちやくうつして、我が持給へる入れ給へり。

「古今和歌集」秋歌・二八〇詞書

「落窪物語」卷之一

(5)で見られる「うつしうへたりける」とは、「移し植えた」という意味であり、菊の花の移動を表している。(6)で見られる「うちうつして」とは、いったん箱に入れた鏡を箱の外に移動する意味である。

この〈移動〉という意味に加えて、「色や香りを他の物に染み込ませる」という意味で用いられる例も早くから見られる。例えば、「万葉集」(七五九年頃成立)ではこの意味で用いられた「うつす」が二例見られる。「万葉集」の二例は両方とも漢字で表記されているので、後世の訓に依らざるを得ないが、ここでは「万葉集」の伝統的な写本である西本願寺本(二一六六年写)の訓に従う。

(7) 秋さらば影かげ(うつし)もせむと我が時とききし韓藍かんらんの花をたれ誰か摘みけむ

「万葉集」卷第七・二三六二<sup>13</sup>

(8) 秋の露は移うつし(うつし)にありけり水鳥の青葉の山の色づく見れば

同右・卷第八・二五四三

(7)では、「うつし」が、「韓藍の花の」染料で染めること、(8)では、「うつし」が「染料そのもの」を指していると考えられる<sup>14</sup>。「うつし」は「うつす」の連用形が名詞化したものだろうが、意義素から考えれば、染料で物を染めることは、言い換えれば、その染料のAからBへの移動であることから、この語を〈移動〉の「うつす」から派生したものだと考えるのがよいだろう。

以上では、奈良時代と平安時代前半における移動系の「うつす」の各用法について論じてきたが、これらの用法で表わされる〈移動〉の意味について、次のような特徴が取り上げられよう。

①「うつす」とはもともと、物や人のある場所Aから異なる場所Bへの移動を表す語である。

- ㊦ 和歌においては、染料で染める、または染料そのものを表す比喩的な用法が見られるが、これは、いわば染料の素材Aから素材Bへの移動であるので、移動の一例と見ることができる。

なお、以上の用法に加えて、中古から近世の移動系の「うつす」の用例には、興味や関心を他の対象に変える、人に憑いている物の怪をよりにましに憑くようにする、神仏の神分を他の場所で祀る、時を費やすという意味で用いられるものがある。しかし、これらの用法はいずれも奈良時代には見られない用法であるので、「うつす」の本義ではなく、拡張義であると考えられる。

## 二二 複製系の「うつす」

移動系の「うつす」に加えて、固有日本語の「うつす」には「元の物をそっくりそのままに現す」という意味もある。このような「うつす」は、次に述べるような「反映」と「模倣」の意味であり、以下では「移動」の「うつす」と区別するために複製系の「うつす」というように呼ぶ。

「うつす」の最も基本的な複製系の用法と考えられるのは、次にあげるような「反映」を表す「うつす」である。「反映」の「うつす」は平安中期から後期の和文と和歌で多く見られ、和漢混濁文においては少ないので、固有日本語的な意味だと考えられる。次のような用例はこの用法である。

- (9) はなのいろをうつしとゞめよ鏡山はるよりのちにかげやみゆると  
「延喜十二年(九三三)歌合」二十四・是則
- (10) みそぎする川瀬の底の清ければ千年のかげをうつしてぞ見る  
「落窪物語」巻之三

(9)では「うつす」が「花の色を染めること」という意味を「鏡に花の色を反映すること」に掛けて表していると思われるが、「反映」の「うつす」の早い用例がこのように移動系の「うつす」と掛詞として現れていることはまさにその派生関係を表しているといえよう。(10)では「うつす」が「川瀬の底が影を反映していること」を表している。両方の例では物の形や色という外装的なものが反映されているので、表面的な複製だといえよう。

「反映」の意味に加えて、平安時代の和文には、もう一つ固有日本語だと思われる複製系の「うつす」が見られる。これは、次のような「模倣」を表す用法である。

- (11) 内待のかみのとゞめらるゝてなめるを、みなひきうつしたらんは、いとおもふや  
「宇津保物語」楼上<sup>15</sup>
- (12) 良房の大臣ときこえける、いにしへの例にならずらへて、白馬ひき、節会の日々、内裏の儀式をうつして、昔のためしよりも事そへて、いつかき御有様なり。  
「源氏物語」乙女

(11)では、犬宮が仲忠から伝授されたままに琴を弾くことが表されており、(12)では、源氏が節会の日毎に内裏の儀式を模倣することが表されている。これらの例では「反映」と違って、

「うつす」の複製の対象となるのは琴の弾き方や儀式の行い方というような抽象的な事柄である。しかし、このような〈模倣〉の場合、「うつす」の動作主が自分の行為によって琴の弾き方や儀式の行い方を元のままにそっくり現しているので、あたかも元の琴の音と儀式を反映しているかのように捉えられる。このように考えると、〈模倣〉の「うつす」もやはり、〈反映〉の「うつす」と同じような表面的な複製であるといえよう。

これらの意味に加えて、〈反映〉に酷似しているもう一つの複製系の用法がある。これは次のような〈生き写し〉の用法である。この用法が『源氏物語』（一〇〇八年成立）から初めて見られる。

- (13) 「むつかしげなる程なれば」とて、見せたてまつり給はぬも、ことわりなり。さるは、いと、あさましう珍らかなるまで、うつしとり給へるさま、まがふべくもあらず。

「源氏物語」紅葉賀  
 (14) 明くる年の二月に、春宮の御元服の事あり。十一になり給へど、程より大きに、おとなしう、清らにて、たゞ、源氏の大納言の御顔、二つにうつしたらんやうに、見え給ふ。 同右・濤標

これらの例はいずれも源氏と藤壺との間で生まれた冷泉帝の顔が父にそっくりであることを語っているところである。顔が父にそっくりであることを表すのに、筆者の柴式部が、「うつす」や「うつしとる」という表現を使っているが、現代語に訳せば、これは「父の源氏の顔をまるでそこに反映したかのように似ている」というような比喩表現になる。

以上では、平安時代前半に見られる複製系の「うつす」の各用法について述べてきたが、これらの「うつす」が持つ複製の意味について、次のような特徴が取り上げられよう。

- ① 「うつす」が表す複製とは「元のをそっくりそのままに現す」という意味である。
- ② 「うつす」の複製の対象は、形、姿、影などの表面的なものである。
- ③ 〈模倣〉の場合、複製の対象が儀式のような抽象的な事柄になるが、「うつす」の動作主が儀式などを元のままにそっくり現すことから、〈反映〉に近い表面的な複製だといえる。


### 三 「写」字について

ここまで、固有日本語の「うつす」の意味と性質について述べてきた。本節では、「うつす」に新しい意味を伝えたと考えられる「写」字の用法と、日本における「写」字の定訓について述べる。

#### 三―一 「写」字の語誌

「写」字は本来、〈ある容器の中身を他の容器へ入れかえる〉ことを表す字であり、この字義から、〈人や物の移動〉、〈書写〉、〈描写〉という字義が派生したと思われる。次の「礼記」（前漢頃成立か）の例と後漢の字源辞書「説文解字」（一〇〇年成立）の「写」字の項はこの意味で用いられたものである。

- (15) 御食於君、君賜余、器之饗物不写、其余皆写〈鄭玄注：写者、伝己器中乃食之也。〉  
 「礼記」曲礼上<sup>16</sup>

(16)  (寫) 置物也。从宀 皃声。悉也切。《段注：譚去此注彼也。》

「説文解字」卷七下・宀部

(15) の大意は、「君主と食事をしているときに、君主から余り物を渡されたら、もしその余り物が洗いやすい器に入っていれば、自分の器に入れかえなくてもいいが、それ以外の(洗いにくい)器に入っている場合は、自分の器に入れかえなければならない」となる<sup>18</sup>。下の注は後漢の鄭玄「礼記正義」のものであるが、その大意は、「写」は、自分の器の中身、すなわち食べ物を伝える(入れかえる)こと」である。(16)の文章が簡略すぎてわかりにくいのが、おそらく「物を置く」というように解釈してよいだろう。その下の注は「説文解字」の注釈本として最高権威を持つとされる清の段玉裁「説文解説注」であるが、これによると、「写」は「此れを去り、彼に注ぐ」こと、つまり、「中身を入れかえる」ことである。

「史記」(紀元前一〇九〜九一年成立)には、「写」字の「中身を入れかえる」の字義から、「人や物の移動」と「描写」の字義への拡大を明示する次の用例が見える。

(17) 秦北山石椁，乃写蜀，荆地材皆至。関中計宮三百，関外四百余。

「史記」秦始皇本紀<sup>19</sup>

(18) 故之天下官，問掌故文学長老習事者，写取龟策卜事，編于下方。

同右・龟策列伝

(19) 龟图各有文在腹下，文云云者，此某之龟也，略記其大指，不写其图。

同右

(17)では、「蜀と荆の地の材木を関中に移動する」ということが表されているが、「写」は固有日本語の「うつす」の「移動」に近い意味で用いられている。(18)と(19)では、「写」が亀の甲羅、あるいは亀の腹部にある模様を絵に描くことを表しているが、このことから、「写」における「移動」の対象が物理的なものから模様という抽象的なものまで拡大していることがわかる。本論では、このような「絵に描く」の意味で用いられる「写」字の用法を「描写」と仮称するが、後述するように、この用法は「書写」とともに、日本語の「うつす」に伝わっていると考えられる。

「書写」という意味で用いられる「写」の用例は、「漢書」(一一一年成立)で初めて見られる。

(20) 於是建藏书之策，置写书之官。

「漢書」艺文志<sup>20</sup>

(21) 温舒取沢中蒲，截以为牒，編用写书。

同右 路温舒

(20)は、漢の武帝が写書官を設置した、という意である。「写書官」の意味は不明であるが、おそらく「書物を書写する官職」であろうと考えられる。<sup>21</sup>(21)は、路温舒という人が沢の中のがま蒲から牒(札)を編んで、そこに文字を書き写す練習をしたことを表している<sup>22</sup>。このようにして、「写」の「移動」の対象が、飲食物や材木のような具体物から、模様へ、模様から文字へ、と変遷していったと考えられる。

漢籍の例に加えて、仏典においても「書写」の意味で用いられる「写」の用例が多く見られる。時代の早いものには、例えば次のようなものが見られる。

(22) 唯除菩薩摩訶薩能自誦持，書写經卷。

「大方広仏華嚴經」(六十卷本)卷第三十六

(23) 受持誦誦書写經卷広為人説十六分中八分之義。

「大般涅槃經」(四十卷本)卷第六



- (24) 所写~~~~~經典知性多貪求欲術壳經卷等者。 「瑜伽師地論」卷第三十九  
 (25) 又承遠來慕字、尋誦無、遂給書手二十人、令写~~~~~經、論。

「大唐大慈恩寺三藏法師伝」卷第二

これらの用例において、「写」字は写経の意味で用いられているが、ここで注目すべきなのは、(24)と(25)では「写」字が「書写」という熟語形で用いられているという点である。この「書写」という熟語は後述するように、日本漢字文にも多く見られるが、漢籍にはあまり見られないので、仏典を通して日本語に入ったものではないかと思われる。(22)の「大方広仏華嚴經」と(23)の「大般涅槃經」と同時代の仏典には「写」は「書写」という形でしか用いられないが、時代が下ると(24)と(25)のような、「写」字を単独形で用いた例が多く現れてくる。

以上の「書写」の用法に加えて、「史記」で見られた「描写」の用法も、仏典において見られる。全体的には、「書写」の用例よりはかなり少ないが、例えば、次のような用例が見られる。

- (26) 衆曰、我善~~~~~写如来妙相。 「大唐西域記」卷第八  
 (27) 擬橋賞弥国、出愛王思慕如来。刻檀~~~~~写真像、刻檀仏像一軀、通光座高一尺九寸。

「大唐大慈恩寺三藏法師伝」卷第六<sup>23</sup>

(26)は「我、善く如来の妙相を図に写す」というように訓読できるが、右に示した「書写」の用例と違って、「写」の対象となるのは本や経典ではなく、図である。(27)は、玄奘三蔵が天竺から持ち帰った七体の仏像についての一節であり、「檀を刻み、真像を写す」というように訓読できる。仏像の説明であるので、前の例と違って、「写」の対象が像となっているが、像も図も作者が創り出す美術作品であることを考えると、ここで見られる「写」字の意味とは、大きく言えば、「(美術)作品を創り出す」ことであるといえよう。本論では対象に拘らず、このような「写」字の用法をすべて「描写」の「写」と呼ぶ。

時代が少し下るが、右の例に加えて、「描写」の用法は唐詩においてよく見られる。例えば、康熙帝(一六五四 - 一七二二)が編纂した唐詩勅撰集の「全唐詩」では次のような用例が見られる。

- (28) 仲宣卒、後主哀甚、然恐重傷昭惠、常默坐飲泣而已、因為詩以写志、吟詠教四、左  
 右為之泣下。 「全唐詩」卷第八・後主煜悼詩~~~~~題<sup>24</sup>  
 (29) 吾但写~~~~~声發憤、於妙指。殊不知此曲之古今、幽澗泉、鳴深林。

同右・卷第二十三・李白「幽澗泉」

(28)では「詩を以て志を描写すること」が表わされており、(29)では、琴を弾いて「声と発憤を描写すること」が表わされている。これらの例では「描写」の対象が今までの例と違って、詩となっているが、詩の中で感情を表していることから、この用法はある種の「心理描写」だといえよう。(29)では「写」の対象となるのは詩そのものでなく、詩の中で詠われる琴の声であるが、「自分の感情を表わす」という広い意味から考えれば、これも一種の心理描写であるといえる。

以上で取り上げた「書写」と「描写」という用法は同じように見えるかもしれない。しかし、本論で扱う「書写」というのは「ある本や紙などの文献に書いてある文章を見ながら、文

字をそのまま別の本や紙などに書きとる」ことである。つまり、写本を作ることである。これに対して、〈描写〉というのはある風景や人の姿などを絵や文章などに書きとめることである。〈描写〉と〈書写〉には大きな違いがいくつかある。まず、〈描写〉の場合、書いた絵や文章の元になったものは絵や文章ではなく、風景や人の姿のような実世界のものである。また、〈書写〉の場合では必ず元の文章を見ながら、別の所に書きとめるが、〈描写〉の場合では必ずしも絵や文章の元になった風景を見ながら書くとは限らない。自分の記憶から書くことや、自分で何か発想して書くことがしばしばある。

このように、「写」字には、もともと〈中身を入れかえる〉という字義があつて、そこから〈人や物の移動〉、〈書写〉、〈描写〉などの意味が派生したと考えられる。

### 三二二 「写」字の定訓

以上に述べたように、漢語の「写」には、〈移動〉や〈書写〉などの字義が古代からあるが、日本において、この「写」という字はどのように訓ぜられてきたのだろうか。「写」字は早くも、奈良時代の文献から見られ、「万葉集」の中には、「写」を訓で読んだと思われるものが数例見られる。本集には、次のように「現し心」<sup>（現し心）</sup>「確かでしっかりした心、正気の心」という語を、「写心」「写意」のように表記した例が見られ、奈良時代には、「うつす」という訓がすでに定着していたと考えられる。

(30) 紅の写意(現し心)や妹<sup>いも</sup>に逢はざらむ 「万葉集」巻第七・一三四三イ

(31) 玉の緒の写心(現し心)や年月の行きかはるまで妹<sup>いも</sup>に逢はずあらむ  
同右 巻第十二・二七九二

また、平安時代の古辞書と古訓点資料に、「写」に「ウツス」という訓を施したものがあつり、それ以外の訓がほとんど見られないことから、奈良時代にも平安時代にも「うつす」と読んでいた可能性が大きい。古辞書には例えば、次のようなものがあげられる。

(32) 摹<sup>太七夫反乎</sup> 於支天字頭須(下型をしてうつす)  
天治本「新撰字鏡」(八九一〜九〇一年頃成立)巻第二・24ウ<sup>25</sup>

(33) 写<sup>寫</sup> 寫上谷下正思野又ノソクウツス  
 ホトツクスカシコマルホシヤ  
観智院本「類聚名義抄」(十一世紀末〜十二世紀初成立)法下55<sup>26</sup>

(34) 遷<sup>シウツル</sup> シウツル  
 然年摹以手也 徒<sup>徒</sup> 斯<sup>斯</sup> 代<sup>代</sup> 反<sup>反</sup> 寫<sup>寫</sup> 鑿<sup>鑿</sup> 輪<sup>輪</sup> 瀉<sup>瀉</sup> 也<sup>也</sup> 水<sup>水</sup> 透<sup>透</sup> 津<sup>津</sup> (健か) 輪<sup>輪</sup> 影<sup>影</sup> 搯<sup>搯</sup> (搯か) 捫<sup>捫</sup> 反<sup>反</sup> 毘<sup>毘</sup> 弛<sup>弛</sup> 逸<sup>逸</sup> 運<sup>運</sup> 邇<sup>邇</sup> 已上同

黒川本「色葉字類抄」(一一四一〜一一八二年成立)辞字中52ウ<sup>27</sup>

(32)で見られる「下型」という語は形木(物の形を彫った板で、染料によってその形を布や紙にすりつける)のことであるので、「下型をしてうつす」は、おそらく一一で取り上げた〈染料で染める〉に準じる用法であり、移動系の「うつす」として位置づけることができる。ここでは、「うつす」という訓は「写」字でなく、「摹(摸)」字の項にあげられているが、「摹」の下に「写(写)也」とあり、「摹」と「写」はおそらく同訓の字であろう。(33)と(34)では「写」の字に「うつす」という訓が確認でき、(33)ではその訓に声点を確認できる。峰岸明博士らも述べるように、名義抄の声点は訓の中でも定訓に付せられることが多いが、「うつす」に声点が付せられていることはまさにその定訓としての位置を示しているだろう<sup>28</sup>。

古辞書の例と並べて、訓点資料にも「写」字に「うつす」という訓がしばしば見られる。

(35) 至して口に寫ウツせ是を

10505003 春日和男蔵(旧石山寺蔵)「金光明最勝王經」平安後期末点

(36) 書寫ウツサしむ(しむ存疑)

10505019 東大寺図書館蔵「大般涅槃經」平安後期白点・卷第十

(37) 水、玉、盤に寫す

神田本「白氏文集」卷第三・天永四年(一一三三)点・十九才

(38) 遂援酪而寫心ヲ

九条本「文選」院政期く鎌倉期頃点・卷第八・旧思武<sup>29)</sup>

右の用例のうち、(35)と(36)は『訓点語彙集成』に拠っているが、築島博士によると、これらの資料では、「写」字に「うつす」の完全の傍訓が見られる。(37)の場合、影印本によって、「うつす」の傍訓が確認でき、(38)の場合、中村宗彦氏の翻刻文によって、「うつす」の省略形だと考えられる「うす」の傍訓が見られる。(35)では「写」が〈移動〉を表しており、(37)では「写」が〈反映〉を表している。(36)と(38)の場合、「写」が〈書写〉を表しており、(38)では〈心理描写〉を表しているのである。

以上のことから、おそらく奈良時代から、「写」字は「うつす」が定訓であったであろうことがわかる。そして、訓点資料において、〈移動〉、〈反映〉、〈書写〉、〈描写〉の様々の用法に「うつす」という訓が確認できることから、この訓が幅広く用いられたことがわかる。

#### 四 「写」字の複製系の「うつす」への影響

以上では漢語の「写」の意味と、日本語における「写」の定訓について述べた。本節では、「写」字の日本語への受容と、「写」字から「うつす」に伝わったと考えられる〈書写〉と〈描写〉という用法の成り立ちについて述べる。その成り立ちは、漢文の影響の最も濃い日本漢字文から始まるが、時代が下るにつれて、徐々に和漢混淆文まで、そして和文までに、これらの用法が広がっていく。

##### 四一 上代における「写」字の受容と〈描写〉の「うつす」

上にも指摘したように、奈良・平安時代の和文と和歌を見ると、〈書写〉を表す「うつす」の用例は非常に少ない。一方、同時代の漢字文では、〈書写〉を表す「写」の字が甚だ多い。日本における〈書写〉の意味で用いられた「写」の用例は、早くも、聖徳太子が著したとされる「法華義疏」(伝六一五年成立)と、奈良時代の古文書で見られる<sup>30)</sup>。

(39) 亦可見法師品第十。此品明受持読誦解書写五種法師功德。 「法華義疏」卷第四<sup>31)</sup>

(40) 九月十五日大属宅進線椅、写十二卷、《現十二卷、本九写二》

天平二年(七三〇)「写書雜用帳」

(41) 写疏所解申請布施事合奉写薬師經十二卷、用紙二百七十九張

天平八年(七三六)「写疏所解」

(42) 写疏所解申奉写雜經論并疏等事合奉写二百卷

天平十六年(七四四)「写疏所解」

(43) 法華經十部書寫經師等布施

天平十八年(七四六)三月十四日「写経所解案」<sup>32</sup>

これらの例はいずれも写経のことを表しているが、三十一で取り上げた漢訳仏典における「写」の用法と同じである。(39)では、書写が受持、読、誦、解説と一緒に並んで、五種の法師功德の一つとされているが、三十一で示した(23)〔受持読誦解説書写経卷〕とは酷似している。(39)と(43)では、「写」が「書写」という熟語形で用いられているが、(40)、(41)、(42)では「写」の単独形が見られる。(40)と(43)はいずれも、実際の写経の記録に使われた古文書であるが、このような記録が簡略に記されているためか、「書写」という熟語形があまり用いられず、「写」字が単独で用いられることが多いと思われる。

奈良時代の古文書において、右のように「書写」の意味で用いられる「写」の字が甚だ多い。これは奈良時代の古文書における「写」字の概観によってもわかると思われる。例えば、天平年間(七二九―七四九)の古文書における「写」字の前後共起関係を調べると、一一〇〇四例のうち、「写」の前後十文字以内に「経」、「書」、「紙」、「卷」、「部」、「張」、「枚」という写経に関わるキーワードのいずれかが共起するものが一〇五六二例(九六%)と、そのほとんどである<sup>33</sup>。このことから、奈良時代において、「写」はかなりの割合で「書写」の意味で用いられたことが推定される。なお、そのうち「書写」という熟語は二十八例とあまり多くないので、(40)と(43)のような単独用法が一般的であったと考えられる。

以上で述べた「写」字の「書写」の用法に加えて、「描写」という用法も奈良時代の文献から見られる。古文書にはこの用法が見られないが、奈良時代・平安初期の漢詩集には用例が多少見られる。以下は「懷風藻」(七五一年成立)と「経国集」(八二七年成立)からの数例である。

(44) 請写西園之遊。兼陳南浦之送。含毫振藻。式贊高風云爾。

「懷風藻」五三序<sup>34</sup>

(45) 嘗有朝譚。飄寓南荒。臨淵吟沢。写心文藻。遂有銜悲藻向卷。

同右・一一五序

(46) 類物写跡。倉頡立之于後。指事写形之制。始闢其規。転注假借之流。爰揮其法。

「経国集」卷二十・駿河介正六位上紀朝臣真象<sup>35</sup>

(47) 沙石化為珠玉。良難可。以。鏤。創。倉。困。美。其。拓。京。唯。易。迷。以。濟。命。是。知。写。而。前。猶。事。血。飲。調。律。而。後。

同右・卷二十・下野毛虫麻呂

(44)と(45)は作詞の心構えを述べているものである。日本古典文学大系の頭注によると、(44)では、「西園の遊びに比すべきこの酒宴の様子を描写し、また南浦の別れにも比すべき新羅の客を送る送別の詩を作ることを請い願う」ことが表わされており、(45)では「心のうちを文章に写し出す(心理描写する)」ことが表わされているが、いずれも三十一であげた(28)と(29)の「全唐詩」の用例と酷似している。

(46)と(47)は(44)と(45)と違って、文章でなく、絵を描写することを表しているのである。(46)は、中国の有名な倉頡伝承についての話であるが、本伝承では、中国にまだ文字がない時代に、倉頡という官人が天皇に文字を作るように命じられ、獣や鳥の足跡を擬して、初めて漢字を作るのである。「経国集」で見られる「類物写跡」と「指事写形」とは、倉頡が動物の跡と描写するという意味である。(47)では、図を描くことが述べられている。

第二節でも述べたように、奈良時代において漢字文以外の「うつす」の用例はほとんどない。しかし、奈良薬師寺の仏足石歌碑（七四六成立）には〈描写〉の意味と捉えられる次の三例が見られる。

- (48) 釈迦の御足跡 石に宇都志於伎(うつし置き) 敬ひて 後の仏に譲りまつらむ  
 捧げまうさむ 「仏足石歌」九
- (49) 拙劣きや 我に劣れる 人を多み 濟さむためと 宇都志(うつし)まつれり 仕  
 へまつれり 同右・十三
- (50) 釈迦の御足跡 石に宇都志於伎(うつし置き) 行き廻り 敬ひまつり 我が世は  
 終へむ この世は終へむ 同右・十四

これらの例はいずれも、「釈迦の足跡(仏足)を石に刻みこむ」ことを表している。そして、石に仏足を刻みこむという行為はいわば、ある種の美術的描写であるので、「写」字の〈描写〉の用法と同じような意味として捉えられるだろう。以上のような〈描写〉の意味が奈良時代の和歌から見られることから、固有日本語の意味に見えるかもしれないが、仏足石歌は漢文訓読からかなり多くの影響を受けており、その中でも直訳語が少なくないことは先学で指摘されている。したがって、この用法は自然な意味変化ではなく、漢文の直訳的な言い方である可能性も考えられる<sup>36</sup>。

このような「うつす」を漢文訓読の影響を受けているものと認めるなら、〈描写〉の「写」の訓読形にあたるのだろう。四一三で後述するように、平安時代においても〈描写〉の「うつす」の用例は少なからず見られる。しかし、そのほとんどすべてのものは、「三筆総詞」や「今昔物語集」のような和漢混淆文に見られ、「源氏物語」や「枕草子」などの典型的な和文では見られない。このように、平安時代において、〈描写〉の「うつす」は漢文訓読との結びつきの強い表現であったと考えられるが、平安時代をも先立つ仏足石歌の三例にも漢文訓読の影響が強く考えられるのである。

このようにして、上代において「写」字とその〈書写〉と〈描写〉の用法が中国文化とともに伝来したと考えられる。〈書写〉と〈描写〉の意味がいつごろ日本語の「うつす」で表わされるようになったとは定めがたいが、右であげた仏足石歌の用例から、少なくとも奈良時代において、漢文訓読に精通していた層において、〈描写〉の「うつす」が用いられていたことがわかる。

#### 四一 中古における〈書写〉の「うつす」

平安時代の和文において、「うつす」が単独で〈書写〉の意味で用いられる例は管見の限り、ない。但し、動詞の「書く」に後接した「書きうつす」という形で、〈書写〉の意味で用いられるものが五例見られ、また動詞の「取る」に前接した「うつし取る」という形で、〈書写〉の意味で用いられるものが一例見られる。「書きうつす」の五例が見られるのは、「枕草子」(一〇〇一年成立)、「源氏物語」(一〇〇八年成立)、「堤中納言物語」(一〇五五年成立)の三作品であり、「うつし取る」の一例が見られるのは「栄華物語」(一〇九二年成立)である。いずれも平安中期から後期にかけての作品である。

- (51) 物語・集などかきうつすに、本に墨つけぬ。よき草子などは、いみじう心して書け

ど、かならずこそきたなげになるめれ。 『枕草子』七五・ありがたきもの  
(52) 中にも古今あまたかきうつしなどする人は、みなもおほえぬべきことぞかし。

同右・二三・清涼殿の丑寅のすみの  
(53) 物の端に、心こそ憂き世の岸を離るれと行(く)へも知らぬあまの浮木をと、例の、  
手習にし給へるを、包みて、たてまつる。かきうつしてだにこそと、の給へど、「中く、  
書きそこなひ侍りなん」とて、やりつ。 『源氏物語』手習

(54) 「その女御の宮とて、のどかには。かの君こそかたちをかしかんなれ」など、心に思  
(ふ)事、歌など書きつ、手習ひにしたりけるを、また人の取りて書きうつしたれ  
ば、あやしきもあるかな。 『梟中納言物語』はなだの女御

(55) それを、女の師にしける僧の聞きて、「我も物借りにやらむ」とて、書きてやりける  
文の言葉のをかしさに、かきうつして侍(る)なり。似つかず、あさましき事なり。

同右・よしなしこと  
(56) その日の御願文、式部大輔大江匡衡朝臣仕うまつれり。多く書き続けたれど、けし  
きはかりを記す。はじめの有様(も)聞かまほしう、よく願文のことばども、仮名の  
心得ぬ事ども交りてあれば、これにてえうつしとらず。 『栄華物語』巻第十五

(51)と(52)では「物語・和歌集などの写本をつくる」ことが述べられており、(53)では、「手紙を  
清書すること」が述べられている。(54)では「自分が手習いに書いた歌が他人に写されたこと」  
が述べられており、(55)では「僧が手紙で書いた言葉を、私が書き写したこと」が述べられて  
るのである。(56)では、「江匡衡朝臣が願文を次々と書き写したが、中には仮名が読めないた  
め、写せなかったものもあった」ことが書かれている。これらの例はいずれも現代語の「写す」  
が表すような〈書写〉の意味で用いられているが、平安和文において「うつす」が単独形で使  
われず、「書き写す」と「写し取る」という複合動詞形でのみ用いられることは、当時の和文  
において、「うつす」が単独で〈書写〉を表すまでの働きを持っていなかったことを示唆する。

『枕草子』と『源氏物語』以前の和文には、〈書写〉の「うつす」は単独でも複合動詞として  
も出現しない。その理由には、〈書写〉という動作は、中国の書物文化とともに初めて入っ  
てきた概念であり、〈書写〉という細分化された意味を表す和語はなかったことが考えられ  
る。『枕草子』と『源氏物語』以前の和文に〈書写〉という動作が全く出ないわけではないが、  
〈書写〉という動作は、「かく」という和語で表わされており、言語上では〈単に書く〉ことと  
は明確に区別されなかったと考えられる。例えば、次の『落窪物語』と『宇津保物語』の用例  
では、「経かかせ」、「ほとけかき」のように「かく」という動詞が「経」、「ほとけ」と共起して  
いるが、ここでは、〈単に書く〉だけでなく、〈書写〉(詳しくは、写経)という意味も込められて  
いると考えられる。

(57) 八月のほどにせんとて、経かかせ、仏師呼ばせて、仏きようなるべく、男君、女君、心  
に入(れ)給へり。 『落窪物語』卷之三

(58) ほとけかき、経かき、ほうふくして、ひえにてし給ほどに、宰相、「思ひなし給へ」と、  
みやしろにまうであひ給へるに、 『宇津保物語』菊の宴

(57)は、中納言の法華八講の準備のために、衛門督が経文を書かせ、絵仏師を呼ぶ場面で  
あるが、ここでは、「経かかせ」が写経を指していると考えられる。(58)では、真砂子君の供養の

ために、母君が仏像を描いたり、經を書いたりすることが述べられているが、ここでも「經かき」が写經のことを表していると考えられる。

三十一と四十一で示したように、漢文や日本漢字文に「書写」という熟語が見られるが、「源氏物語」と「枕草子」などで見られる「書きうつす」という語がこの「書写」という語の訓読形にあたる可能性が考えられる。すでに四十一で指摘したように、奈良時代の古文書では「書写」という熟語が少ない。しかし、平安時代に入ると、古記録において、単独の「写」より、「書写」という熟語のほうが多く見られるようになり「書きうつす」はこのような漢字文の表現を背後にしている可能性が大きい。以下は平安中期の公卿藤原実資の日記である「小右記」からの用例である。

(59) 鑄銀阿弥陀仏・殿侍二体、書写五部金泥法華經

「小右記」永延二年(九八七)五月十日<sup>37</sup>

(60) 今日撰政家政所於法性寺書写墨字壽命經六十卷

同右・永延二年(九八八)三月二六日

平安時代の古記録で見られる「写」の例の六割強はこの「書写」という熟語を成している。次の第二表は平安時代の古記録の「写」字における「書写」の割合を示したものである。

第二表 平安時代の古記録における「写」と「書写」

作品名	小右記	貞信公記	九曆	御堂関白記	中右記	御三条師靈	殿曆	合計
「書写」	51	5	2	4	29	13	41	145
「写」全例	108	17	6	8	37	14	42	232
「書写」の割合	47%	29%	33%	50%	78%	93%	98%	63%

もし和文で見られる「書きうつす」をこの「書写」という語の訓読形だと考えれば、「書きうつす」が漢字の影響によってできた語形となる。和文の中で単独の「うつす」が一切用いられないのに、「書きうつす」の語形が所々見られるのは、おそらく固有日本語の「うつす」には〈書写〉の意味がなく、「書く」のような動詞と複合しないと、その意味が表し切れなかったからであろう。しかし、漢字文においては、漢字の表意性が働いているので、「写」を単独で使っても支障はなかったであろう。

以上、和文において「うつす」が単独で〈書写〉の意味で用いられないことを述べてきた。これに対して、「三宝絵詞」(九八四年成立)と「今昔物語集」(一二二〇年頃成立)のような和漢混雑文において、「うつす」が単独で〈書写〉を表す用例が多く見られる。

「三宝絵詞」とは源為憲が冷泉天皇の皇女尊子内親王のために撰進した仏教説話集であるが、その文体が漢文訓読語的な要素を多く取り入れていることがよく指摘される<sup>38</sup>。本書では、〈書写〉の「うつす」の単独形が三例、「書きうつす」という複合動詞が二例見られる。以下はその全五例である(底本は観智院本に拠っているが、参考のため、残存する東大寺切れと前田本の本文を括弧内に示す)。

- (61) 仏ヲカキ<sup>キキ</sup>經ヲウツシテ<sup>ウツ</sup>四十九日法事修シヨハリヌ(東大寺切れ：ほとけをかき經をうつし)〈前田本：書仏寫經〉 『三宝総詞』中卷
- (62) 我昔法<sup>キキ</sup>花經カキタテマツラムトイフ願ヲ発セリイマタウツシタテマツラス(東大寺切れ：願をおこせりいまたうつしたてまつらす)〈前田本：吾昔発書法花經之願(「イマタ」以下該当本文なし)〉 同右・中卷
- (63) 仏名經をカキ一万三千仏ヲウツシテ公家ニタテマツラムト思フ(東大寺切れ：該当本文散逸)〈前田本：写一万三千仏〉 同右・下卷
- (64) 大集經ニ云紙墨筆ヲモチテ法師ニホトコシテ經ヲカキウツサシムレハ智慧ヲウトイヘリ(東大寺切れ：該当本文散逸)〈前田本：法師合書寫法〉 同右・下卷
- (65) モシコノ三世三却ノ諸<sup>キキ</sup>仏ノ名ヲキ、テ或ハヨクカキウツシ或ハ仏ノ形ヲカキ(東大寺切れ：該当本文散逸)〈前田本：或能写或書仏形〉 同右・下卷

右の用例はいずれも写経に関わるものであるが、これは「三宝総詞」の仏教説話集としての資料性を強く窺わせている。「源氏物語」や「栄華物語」のような和文の物語に〈書写〉の「うつす」が単独でまったく用いられていないのに、本書で三例も見られる理由として、このような仏教説話集としての資料性が考えられるが、これ以外にも文体の問題も関わっていると考えられる。すなわち、「三宝総詞」は「源氏物語」や「栄華物語」に比べて、漢文訓読調が非常に強いので、本書で〈書写〉の「うつす」が単独で用いられているのは、このような漢文訓読調の現れである可能性が大いに考えられる。

「三宝総詞」と同時代の文献では〈書写〉の「うつす」の単独形の用例は見られないが、院政時代の「今昔物語集」から同じような用例がまた現れてくる。例えば、次のような用例が多く見られる。

- (66) 王、此レヲ聞テ、城ノ内ニ還リ入テ、一卷ノ書ヲ檢ヘテ亦、門ニ出テ、歡喜シテ我レニ語テ宣ハク、「汝<sup>キキ</sup>ヲ、高宗ノ勅命ニ依テ大般若經十卷ヲ書写セリ。右ノ手ヲ以テ写シニ依テ其ノ手ニ光明有ル也」ト。 『今昔物語集』巻第七
- (67) 此ノ女、願ヲ硯シテ法花經ヲ写奉ラムト思フ心有テ、磨<sup>キキ</sup>屠ノ郡ノ苑山寺ニシテ、心ヲ至テ人ヲ以テ法花經ヲ合写シム。 同右 卷第十四

右の二例は写経に関わるものであるが、「今昔物語集」において、このような写経の「うつす」の例が四十四例見られる。「今昔物語集」は大きく三部に分けられており、インドと中国の説話を納める天竺震旦部、日本の仏教説話を納める本朝仏法部、日本の仏教以外の説話を納める本朝世俗部とからなる。中でも、天竺震旦部と本朝仏法部は漢文訓読調の濃い部分であり、残りの本朝世俗部では漢文訓読調がさほど濃くない(和文調が強い)ことがよく指摘されるが、〈書写〉の「うつす」の分布を見ると、そのすべてが天竺震旦部と本朝仏法部に現れている<sup>39)</sup>。以下の第二表はその分布を示したものである。



第二表 今昔物語集における〈書写〉の「うつす」

作品名	天竺震旦部	本朝仏法部	本朝世俗部	合計
〈書写〉の「うつす」	16	28	0	44
全体の割合	36%	64%	0%	100%
移動系の「うつす」	15	20	13	48
全体の割合	31%	42%	27%	100%

第二表からわかるように、〈書写〉の「うつす」が漢文訓読調の濃い部分と言われている「天竺震旦部」と「本朝仏法部」だけで現れる。本朝世俗部に〈書写〉の「うつす」の用例が見られない要因には、当時は「書物を写す」という表現がまだ漢文訓読調の強い表現であったことが考えられる。これに対して、移動系の「うつす」は全巻に渡って均等に分布している。

このように〈書写〉の「うつす」が和文でほとんど現れないが、和漢混淆文で多く用いられていることから、その漢文訓読との結びつきの強さがわかる。

#### 四二三 中古における〈描写〉の「うつす」

〈描写〉の意味で用いられる「うつす」の用例も平安時代から見られてくる。和文・和歌には用例がほとんど見られないが、〈書写〉の「うつす」と同様に、和漢混淆文では多く見られる。本調査では、平安時代の和文で確実に〈描写〉の用法だと言えるものが一例しか得られなかった。それは、平安中期から後期の私撰和歌集である「曾禰好忠集」（一〇〇三年頃成立）で見られた次の一例である。

(68) 耳みみに聞き目めに見ることをうつしうつす（お）をきてゆく末すえの世よに人ひとにはせん

「曾禰好忠集」二七八

右の用例では、詠み人の好忠が「耳に聞いたことや、目で見たことを、そのまま和歌に写し出す」ことを詠んでおり、「うつす」は和歌の中で描写することを表しているが、これは、三十一の「全唐詩」と、四十一の「懷風藻」と「経国集」の用例と同じような〈心理描写〉の意味を表していると言えよう。「曾禰好忠集」以外の平安時代の和文では「うつす」にこのような用法が見られないので、この用法がどこから来ているか言い難いが、好忠が前提のような漢詩から影響を受けていた可能性が考えられる。

ところで、右の一例に加えて、平安時代の歌合集にも、〈描写〉の意味として捉えられそうな用例が二例見られる。これらの例は天喜四年（一〇五六）四月三十日の皇后宮寛子春秋歌合の仮名日記で見られる。

(69) 藤ふじ蓑かさには、裳もも・唐衣からぎぬ、糸遊いとあそびをかけて、霞かすみを柵しほり引ひかせたり。八重やえ山やま吹ふには、井手いであてのわたりを絵えに描かきて、かねしてその花はなの影かげをうつしたり。

同右・仮名日記

(70) われも く とおなじ 龔<sup>かこん</sup>に、表衣・裳<sup>うわぎ・も</sup>・唐衣<sup>からぎぬ</sup>、みな二重織物<sup>ふたぢりもの</sup>、文<sup>もん</sup>に秋<sup>あき</sup>の古き歌<sup>うた</sup>を、心<sup>こころ</sup>に織<sup>お</sup>りつけられて、績文<sup>ぬいもの</sup>を茸手<sup>あして</sup>に書き、鏡<sup>かぐみ</sup>の池<sup>いけ</sup>をうつし、大堰川<sup>おほいづみ</sup>・嵐<sup>あらし</sup>の山<sup>やま</sup>を絵<sup>え</sup>に描<sup>か</sup>きて、霜<sup>しも</sup>の縫<sup>ぬい</sup>やうしろめたからむ竜田姫<sup>たつたね</sup>も、かねにて瑠璃<sup>るり</sup>をして紅葉<sup>もみぢ</sup>を植<sup>う</sup>えて、唐<sup>から</sup>の錦<sup>にしき</sup>を八重裁<sup>やへた</sup>ち重ねて、うらく いろく に打ちて、紺瑠璃<sup>こむるり</sup>の唐衣<sup>からぎぬ</sup>に金の筋<sup>かねすぢ</sup>やりて、心を巧<sup>たく</sup>みて、空<sup>そら</sup>にそ秋<sup>あき</sup>のといふ歌<sup>うた</sup>の心<sup>こころ</sup>をとぞ見えし。 同右

これらの例は両方とも衣服の模様や繡文を説明しているが、「花の影をうつしたり」、「鏡の池をうつし」という語句の意味は、それぞれ、衣服に「花の影」と「鏡の池」を織り出すことであろう。そして模様を織ることは、ある種の美術的描写であるので、〈描写〉と見ることができる。しかし、二例とも同時に「影」と「鏡の池」という反映性のあるものが対象となっているので、「影」と「鏡の池」などを衣服の上に反映しているというような比喩表現としても捉えられる。その前後文脈を見ると、衣服に模様を織ることが「霞を棚引かせたり」、「瑠璃をして紅葉を植えて」というような比喩表現が多用されているので、これらの「うつす」もおそらく、〈反映〉という意味を、「模様を織る」の比喩表現として用いたものであろう。したがって、これらは〈反映〉と考えてよいであろう。

以上のように、〈描写〉の「うつす」は「曾禰好忠集」の一例を除いて、平安時代の和文において見られない。しかし、〈描写〉という動作は〈書写〉と違って、中国の書物文化伝来以前からあるものであり、また、それを表すためには、「かく」という和語が上代より用いられたことがわかる。例えば、「万葉集」において、「かく」が〈描写〉の意味で用いられる例が数例見られ、また平安時代の和文・和歌において、「かく」がこの意味で用いられる例が多く見られる。

(71) わが妻も 画<sup>え</sup>ル可<sup>べ</sup>伎<sup>ぎ</sup>等<sup>ら</sup>良<sup>よし</sup>無<sup>なし</sup> (忽<sup>い</sup>にかきとらむ) 暇<sup>い</sup>もが旅行<sup>ゆく</sup>く我<sup>われ</sup>は見<sup>み</sup>つ偶<sup>は</sup>む  
「万葉集」四三二七

(72) さりとち、われをものゝふにたばんやはのたのみに、かたちかきならぶるゑしに、六人のこくもは、千両のこがねを、くる、  
「宇津保物語」内侍のかみ

(71)では、「我が妻を絵に描く暇が欲しい。旅して行く私はそれを見ながら忍ぼう」ということが詠われており、(72)では、絵師が後の肖像を描いたことが述べられている。いずれも〈描写〉の「写」と「うつす」が表す美術的作品を作り出すという意味で使われているが、平安時代の和文においても、このような表現に「かく」がよく用いられる。

このように、上代・中古の和歌・和文において、〈描写〉の「うつす」の用例がほとんど見られないのに対して、「かく」という動詞が〈描写〉の意味でよく用いられる。

一方、平安時代の和漢混淆文において、〈描写〉の意味で用いられた「うつす」の例が多少見られる。例えば、「三宝絵詞」では次の三例が見られる。

(73) 画<sup>え</sup>師<sup>し</sup>ヲ撰<sup>え</sup>テ仏<sup>ぶつ</sup>ヲウツサシメ給<sup>たま</sup>ひキ (東大寺切れ・該当本文散逸) 〈前田本：今写仏〉  
「三宝絵詞」下巻

(74) 花<sup>はな</sup>ヲサツケテ曼<sup>まん</sup>陀<sup>だ</sup>羅<sup>ら</sup>ニウツセル仏<sup>ぶつ</sup>ノ位<sup>ゐ</sup>ヲウツサシメタテマツル (東大寺切れ・該当本文散逸) 〈前田本：写曼陀羅仏 (以下該当本文なし)〉 同右・下巻

(75) 未知外事、他家ノ遠キ事ヲ心中ニ思遣テ、我國ノ近事ヲ、目ノ前ニ知見シ、公私ノ仏事、和漢法會種々、写テ之、各々書之。(東大寺切れ・該当本文散逸)〈前田本：公私法會仏事種々写〉 同右・下巻末

(73) と(74)ではそれぞれ、絵と曼陀羅の中で仏の形を描くことが述べられている。(75)は下巻の巻末からの一文であるが、作者が自分の執筆の動機などについて述べている部分である。現代語に訳すと、おそらく、「未知の外的事や遠くにある他の家の事は頭の中で想像し、我が国の近い事は目の前に知見し、(本書で)公私の仏事、和漢の法會(経典を講説や読誦をする会)の種々を(絵に)描いて、その各々について(総詞で)書いた」という意味になるだろう。

「三宝総詞」の次に〈描写〉の用例が見られるのは「今昔物語集」からである。本集では、〈書写〉と違って、〈描写〉の「うつす」が全巻に渡って、二十一例見られるが、後述するように、この〈書写〉と違った分布には要因があると考えられる。右はその一部の用例である。

(76) 其ノ次ノ日、左衛門ノ府生掃守ノ在上ト云高名ノ絵師有リ、物ノ形ヲ写ス、少モ違フ事无カリケリ。其レヲ内裏ニ召テ、彼純友并ニ重太丸ガニノ頭、右近ノ馬場ニ有リ。速ニ其ノ所ニ罷テ、彼ノニノ頭ノ形ヲ見テ、写テ可持參シト。

「今昔物語集」巻第二十五

(77) 忽ニ絵師ヲ呼テ、夢ニ見ル所ノ仏ノ掌ノ中ノ小浄土ノ相ヲ令写メテ、一生ノ間、此レヲ觀シテ、智光、亦、遂ニ往生ヲ得タリケリ。 同右 巻第十五

(78) 遂ニ秋ノ時ニ至テ、女自ラ田ニ出テ、穗ヲ拾テ一人ノ絵師ヲ請シテ、彼ノ像ヲ写シ、供養セムト為ルニ、絵師モ此ノ事ヲ聆テ、願主ノ女人ト共ニ同ク心ヲ裁シテ、此ノ仏ヲ写シテ令供養メツ。 同右 巻第十八

(76)は藤原純友が討伐される本朝世俗部の説話からのものであるが、本説話は純友の首を切り取って、その斬首を絵師に描かせる話である。(77)は、智光という学生が夢で見た仏の掌の中の小さい浄土の相を、絵師に書いてもらう場面である。(78)は、女性が絵師を呼んで、阿弥陀仏の姿を描かせる話である。

〈描写〉の「うつす」の場合、注目を引くのは、〈書写〉と違って、〈描写〉は漢文訓読調の濃い文体と、必ずしもそうでない文体にでも現れている。しかし、〈描写〉といつても、実は固有日本語の「うつす」が表す複製―つまり、元のものをそっくりそのままに表すという表面的な複製―に近い用法と、固有日本語から離れた内容的な複製の用法が両方あると考えられるのである。

先ず、固有日本語の「うつす」の〈反映〉と〈模倣〉の意味に近いものとして、(76)のような自分の目や耳で確かめた実物をそのまま絵や文章などに再現するという表面的な複製がある。そして、この用法に加えて、(77)のような伝聞した物事を絵や文章に描くと、(78)のような自分で発想した物事を絵や文章に描くという内容的な複製がある。このように考えると、〈描写〉の「うつす」は次の三つの用法に分けられる。

④〈描写〉①：「自分の目で見た物事や耳で聞いた物事をそのまま絵や文章などに書く」(表面的)

⑤〈描写〉②：「伝聞した物事を聞いた通りに絵や文章などに書く」(内容的)

⑥〈描写〉③：「自分で考えた物事を絵や文章などに書く」(内容的)

これまでに本論で挙げた〈描写〉の「うつす」の用例をこの基準で分類すると、凡そ次のようになる。

四一二で取り上げた(48)～(50)の仏足石歌の場合、その彫刻家が実際に仏様の足跡を見つけて、それを見ながら石に刻んだとは考えがたく、おそらく自分でその形を発想して刻んだだろう。したがって、〈描写〉㊸の例として捉えるのがよからう。

本節であげた(68)の「曾禰好忠集」の用例では、歌人が自分の目で見たものや、耳で聞いたことを詩で描くことを詠んでいるので、これは明らかに〈描写〉㊸である。(73)～(75)「三宝絵詞」の場合、右の分類からいうと、そのすべての用例では絵師が自分の発想から絵を描いているので、㊸になる。しかし、「三宝絵詞」の場合、漢文訓読の影響がその全巻に渡って強く見られるので、以上で述べたような内容的な複製の用例が教例見られることは、このような影響を背景にしていると考えられる。

(76)～(78)の「今昔物語集」の場合、(76)では絵師が純友の斬首の実物を見ながら、それを絵に描いていることから、「曾禰好忠集」と同じように〈描写〉㊸だと言える。(77)では、絵師が直接自分の目で見たものでなく、智光から聞いた夢の話の絵に描いているので、㊸になる。(78)では、絵師は実際に阿弥陀仏を見ながら描いたとは考え難く、おそらく自分の記憶からその姿を描き表しているのだからこと、これも内容的な複製だと言えよう。

前述の通り、〈描写〉の用例が「今昔物語集」の全巻に渡って見られるが、その分布を見ると、漢文訓読調の濃くないと言われている本朝世俗部では、〈描写〉㊸しか見られず、㊸と㊸は漢文訓読調の濃い部分と言われている本朝仏法部にのみ現れる。いずれの用法も「曾禰好忠集」の一例を除けば、平安時代の和文・和歌には見られないが、上で指摘したように、㊸の用法は㊸、㊸と違って、固有日本語の「うつす」に近い用法なので、おそらく漢文訓読調の濃くない部分まで浸透しているのだろう。次の第三表は、「今昔物語集」における〈描写〉の「うつす」の各用法の分布を示したものである。

第三表 「今昔物語集」における〈描写〉の分布

作品名	天然・震旦部	本朝仏法部	本朝世俗部	合計
〈描写〉㊸	1	6	6	13
〈描写〉㊸		2		2
〈描写〉㊸		6		6
合計	1	14	6	21

本朝世俗部で見られる〈描写〉㊸の六例はすべて右であげた(76)の純友の討伐の説話にあり、それ以外の本朝世俗部の説話には、〈描写〉の「うつす」が見られない。天然・震旦部では〈描写〉の「うつす」の用例が一例しか見られないが、本朝仏法部において、〈描写〉が六つの説話に渡って、十四回も使われているので、その使用頻度が高いことがわかる。

これらの用法はいずれも「写」字に通じる用法であり、本来の日本語の「うつす」にはなかった用法であるが、上で指摘したように、内容的な複製である〈描写〉㊸と㊸は平安時代の和文と和歌において一例も見られない。これに対して、「曾禰好忠集」と「今昔物語集」の本朝世俗部において、〈描写〉㊸の用例が教例見られる。その要因は明らかではないが、一つの

可能性として、㊦のような固有日本語の「うつす」に近い意味が、最も早く和文調に受け込みやすかったことが考えられる。

#### 四十四 中世における〈書写〉の「うつす」

中世に入ると、漢文訓読調の濃い文体でも、そうでないものでも、〈書写〉の「うつす」が単独で用いられるようになる。例えば、次のような漢文訓読から影響を多く受けている「太平記」（一二三七年成立）と「神皇正統記」（一二三四年成立）で〈書写〉の単独の用例が見られるのは、平安時代とは変わらないが、次のような漢文訓読からさほど影響を受けていない「古今著聞集」（一二三九年成立）と「徒然草」（一二三二年成立）にまで〈書写〉の単独の用例が見られるのは注目すべきである<sup>40</sup>。

(79) 兼房朝臣の正本は、小野皇太后宮申うけて御らんじける程に、焼にけり。貫之が自筆の古今も、其時おなじくやけにけり。口惜事也。されば顯季卿(の)本が正本に成にけるにこそ。実子なりとも、此道にたくざらんものにはつたふべからず、うつしもすべからず。起請又あるとかや。

「古今著聞集」巻第五・二〇四

(80) 色紙形は四条大納言ぞか、れける。更に又、為成をしてうつされけり。正本は、一人の御相伝の物に侍にこそ。

同右・巻第七・三九二

(81) 唐の物は、葉の外は、なくとも事欠くまじ。書どもは、この国に多く広まりぬれば、かきもうつしてん。

「徒然草」第二百十段

(82) 九条相国伊通公の款状にも、ことなる事なき題目をも書きのせて、自讃せられたり。一常在光院のつき鐘の銘は、在兼卿の草なり。行房朝臣清書して、鑄型にうつさせんとせしに、奉行の入道、かの草を取(り)出て見せ侍(り)しに、「花の外に夕を送れば、声百里に聞ゆ」と云(ふ)句あり。

同右・第二百三十八段

(83) 凡伝教彼宗ノ秘密ヲ伝ラレタルコトモ、唐台州刺史陸淳ガ印記ノ文ニアリコト、ク一宗ノ論師ヲウツシ、国ニカヘレルコトモ、釈志磐ガ仏相統紀ノセタリ、異朝ノ書ニミエタリ。

「神皇正統記」嵯峨天皇

(84) 慧源禪巻哀ニ思テ、自比(ノ)詩ノ奥ニ紙ヲ継テ、六翫般若ノ真文ヲ写シテ(土井本：うつして、彼追善ニソ被擬ケル。

「太平記」巻第二十七<sup>41</sup>

「正本」、「書ども」、「論疏」などの文脈からわかるように、右の用例はいずれも、〈書写〉に関わるものであるが、その文体の多様さから、中世において、日本語の「うつす」に〈書写〉という意味が中古より一層深く定着していたことがわかる。ここで特に注目を引くのは、漢文訓読調の強い文献と、強くない文献の間では、〈書写〉の「うつす」の用法が異なっているということである。例えば、(83)と(84)では「うつす」の対象となるものが、それぞれ「論疏」と「六翫般若の真文」のような仏典であり、いわば、中古の典型的な用法を引き継いでいるのである。これに対して、(79)と(80)では「うつす」の対象が「兼房朝臣の正本(藤原兼房が夢で見た柿本人麻呂の姿が描かれた本、現存しない)」のような具体的な内容は詳らかではないが、明らかに仏典でない文献と、「色紙形(色紙に和歌を書いたもの)」のような本とは言い難いも

のまで広がっている。四十二で示したように、平安時代の和文でも仏典以外のものを対象とした例が少数見られるが、「うつす」を単独形で用いられた用例が見られない。これに対して「古今著聞集」の用例はすべて単独形であり、しかも仏典以外のものを指しているので、〈書写〉の「うつす」の漢文訓読調からの離脱、日本語への定着を示しているのである。

「徒然草」の用例にも、漢文訓読調の用法と異なった表現が見られる。(81)では、唐の書物が対象となっており、(83)と(84)とはさほど変わらない。しかし、(82)では、「うつす」の対象が在兼の草(下書き)となっているが、今までの用例と違って、草は別の紙に書き写されているのではなく、鋳型によって複製されている。中古の用例では、〈書写〉の「うつす」はもっぱら紙から紙への複製だけで用いられたが、中世に入ると右のような、紙から鋳型へという原物と複製物の材料が異なった用法も成り立っている。このように、中古において限られた文体の中で限られた用法だけで用いられた〈書写〉の「うつす」が、中世に入ると、文体と用法が両方ともより豊かになった。そして、このような文体と用法の豊かさは、〈書写〉の「うつす」の日本語への浸透していく過程を示している。

#### 四十五 中世における〈描写〉の「うつす」

〈描写〉の「うつす」も、〈書写〉と同様に、中世に入ると漢文訓読調の濃い文体とそうでないものに、両方出てくるようになる。例えば、漢文訓読調の濃いものには、「平家物語」(一二四二年頃成立)と「太平記」があげられ、漢文訓読調の濃くないものには、「建礼門院右京大夫集」(一二三四年頃成立)と「古今著聞集」があげられる。

- (85) すくふなる誓たのみてうつしおくをかならず六の道しるべせよ  
「建礼門院右京大夫集」二二七
- (86) 彼少将といふは、大井河のほとりに栖ける季綱の少将の事にや。かの大井の家を出で、嶮嶮野に狩じけるをうつしけるにこそ。又萩の戸のまへなる布障子を、荒海の障子と名付けて、手長、足長などかき書たり。  
「古今著聞集」巻第十一・三八四
- (87) 彼紫宸殿の皇居には、賢聖の障子をたてられたり。伊尹・第伍倫・虞世南、太公望・角里先生・李勣・司馬手なが足なが、馬形の障子、鬼の間、季將軍がすがたをさながらうつせる障子也。  
「平家物語」巻第一
- (88) 画使帰参シテ、彼僧達ノ本尊ノ形、炉壇ノ様、画函ニ写テ(土井本：うつして)註進ス。  
「太平記」巻第二
- (89) 如何トナレバ、古へ殿ノ村王彼徒声ノ楽ヲ作テ弄ビ給シガ、無程周ノ武王ニ被滅給キ。其魂魄猶漢水ノ底ニ留テ、此曲ヲ奏スルヲ、君今新楽ニ写シテ(土井本：うつして)、是ヲ韻ト給フ。  
同右巻第十三

(85)では、詞書では地藏菩薩の六体(六種の地藏菩薩の像)を絵に描いたことが書かれているので、詠み人の建礼門院が「地藏菩薩の救いを願って、その六体を描いた」ことを詠んでいることがわかる。ここでは、「うつす」は絵の中で描写することを表しているが、地藏菩薩の六体を実際に見て、絵に描いたとは考え難く、おそらく自分の発想から描いたであろう。したがって、描写㊦の一例と見てよからう。歌の中に地藏菩薩のことが詠まれていることから、

これは明らかに仏教を題材にした歌であることがわかる。そのため、普段なら和歌で使われないような漢文訓読的な表現が用いらただけかもしれないが、いずれにせよ、平安時代の和文・和歌には見られなかった用法である。

(86)は、清涼殿の障子に描かれている絵が説明されている一段であるが、ここでは、少将が嵯峨野に狩りに行く姿が描かれていることが説明されている。この障子の絵を書いた絵師が実際に少将の狩りに行く姿を見ながらそのまま障子に描きとったとは考えにくく、おそらくその有様を自分で考えて絵にしたと考えられよう。したがって、描写㊦と言えよう。(87)も、障子に描かれている絵の説明であるが、この場合にも絵師が直接、李將軍を見ながらその姿を描いたとは考えにくく、これもおそらく描写㊦であろう。

(88)では、二人の僧が鎌倉に遣わされ、戻ってきた後に鎌倉で見た僧たちの本尊と炬壇の形を絵に描いたことが書かれている。二人の僧は鎌倉で見たもののそのまま絵を描いているので、〈描写〉㊦の用法だと言えよう。(89)は「韓非子」の十過にある晋の靈公(太平記に「平公」とあるのは誤りか)の伝承を典拠にしているもので、本伝承では靈公が濮水という川のほとりで夜を過ぎすとき、川の底から鼓の声を聞いて、その鼓の声を琴の楽譜に書きとるが、その楽を聞く者はすべて滅びるといふ。(89)では、鼓の声を楽譜に書きとることが、「うつす」という語で表わされているが、自分の耳で聞いた物事を絵や文章に描くという〈描写〉㊦であると言えよう。

このようにして、中世に入ると、〈書写〉と〈描写〉の「うつす」が漢文訓読の影響を受けていない文体まで広がり、その漢文訓読調との結びつきが徐々に弱くなっていった。そして、〈書写〉の場合、仏典以外や本以外のものを複製の対象にした例が多く見られるようになり、〈描写〉の場合、音楽から楽譜へという新しい表現が現れてきた。

#### 四十六 近世における〈書写〉と〈描写〉の「うつす」

近世に入ると、今までに移動系より遙かに少なかった複製系の「うつす」の用例が相当増えてくる。その中でも、本調査では中世における〈書写〉の用法が「うつす」全体の六%(四百十八例中、二十六例)しか占めなかったが、近世では二七%(三百三十八例中、九十二例)をも占めるようになってきている。用法としては、中古・中世とはほとんど変わらないが、使用の頻度が三倍くらい上がっている。以下は「折たく柴の記」(一七三五年成立)と「権説弓張月」(一八二一年成立)で見られる一部の用例である。

(90) 某が家にある新田系図一卷は、かの僧正の坊、齋藤といふものにすぎうつさせて贈られしもの也。また竜山公の御書と題して、小しきなる奉書紙をふたつ切つぎしに、かきしものは、かの太閤より見せまいらせしものを、果してうつさしめられし時に、御ゆるしをかうぶりて、一果も一本をうつし候はばや」と望申せしかば、「こゝろにまかすべし」と仰下されて、うつしたりしところなり。 「折たく柴の記」中

(91) ぬしを誰とはしらねども、故ありぬべく思ふ随に、牌に水を注ぎかけて、文字をは袖へうつしとり、われも又、秃筆を染てその牌へ、件の和歌を書つけしに、鶴は再び空中に翔のぼり、雲を渡りて飛去りぬ。 「権説弓張月」前篇巻之四

(92) 彼<sup>か</sup>浜<sup>はま</sup>衛<sup>ゑ</sup>の三<sup>さん</sup>十<sup>じゅう</sup>一<sup>いち</sup>字<sup>じ</sup>は、新<sup>しん</sup>院<sup>いん</sup>讀<sup>どく</sup>岐<sup>ぎ</sup>の松<sup>しょう</sup>山<sup>さん</sup>に在<sup>あ</sup>りしと<sup>とき</sup>、手<sup>て</sup>づか<sup>ら</sup>五<sup>ご</sup>部<sup>ぶ</sup>の大<sup>だい</sup>乘<sup>じょう</sup>經<sup>きやう</sup>を<sup>を</sup>書<sup>か</sup>け<sup>ら</sup>し<sup>て</sup>、都<sup>みやこ</sup>へ<sup>つ</sup>か<sup>は</sup>した<sup>ま</sup>ふ<sup>と</sup>て、詠<sup>えい</sup>じ<sup>を</sup>給<sup>たま</sup>へ<sup>る</sup>御<sup>おん</sup>製<sup>せい</sup>なり。 同右・殘<sup>のこ</sup>篇<sup>へん</sup>卷<sup>まき</sup>之<sup>の</sup>一

(90)では、新田系図と竜山公の御書と題する文書の書写されることが表されているが、同じ文脈で〈書写〉を表すのに「うつす」という語が四回も使われている。(91)では、札に書かれた漢詩をそのまま袖に写し取った場面が描かれており、(92)では大乗經を写経することが表されているのである。これらの用例からわかるように、中古・中世に多かった写経に関わる用例が減っており、その代わり、位相を問わず一般に文書を書写することが、日本語の「うつす」で表わされるようになっていく。

一方、近世における〈描写〉の「うつす」の用例は、中古で尊ら見られてきた用法とは大きく異なっている。その違いは何かというと、「うつす」の対象が絵から文章へと変わっているということである。本調査で得られた近世の〈描写〉の用例のうち、七十二%(二十五例中、十八例)が文章に関わるものであった。中でも、文章を対象とする「うつす」の用法が二種類見られた。まず、中古中世の用法に近いものとして、自分で見たり、他人から聞いたり、考えたりした物事を文章に描くという意味で用いられるものがあり、そして、自分の感情を詩に描くといういわゆる〈心理描写〉の意味で用いられたものがある。次の「折たく柴の記」の例は前者の用法であり、「詩学逢原」(一七六三年成立)の例は後者の用法である。

(93) すべて当時の事共、漢語をもてうつし得がたし。大体は朝鮮の国中にて、其国の事をしるす書法のごとくなるべし。 「折たく柴の記」下

(94) たゞ、さきくゝの代々に仰下されし所の今に宜しかるべき事どもをとり用ひ、その仰下されし所の事共別にうつし出して、かれこれ三冊をしるしてまいらせぬ。 同右

(95) 己ガ心底ヲ通スル為メ、或は祝賀ヲ述、或ハ喜ヲウツシ、或ハ憂ヲウツシ、或ハ問答ノ辞ヲ資クルコト、縦ニモ横ニモ、自由自在ニ取扱フコト、外ノ書ニテハナラザルコトナレドモ、詩ハ元ヨリ理ヲ説キ、義ヲ弁ズル道具ニアラズ、惟人情ヲ写シタル唱歌故、人コレヲ聞テ、其感ズルニ随ヒ、イカヤウニモ道理ノ付クコト、詩ニ限リテ不可思議ノ妙用自ラ具ル。 「詩学逢原」上

(93)と(94)は両方とも文章の作成に関わるものである。(93)では、「うつす」の対象となるものは「すべて当時の事共」という莫大なものであるので、それが自分の目で見たとこと(描写)㉠、他人から聞いたり、読んだりしたこと(描写)㉡、自分で発想したこと(描写)㉢のどれでもあり得る。中古・中世の〈描写〉の「うつす」に比べれば、この用例では「うつす」の対象がかなり抽象化している。しかし、このような抽象的な表現ができるようになっていくからこそ、近世において〈描写〉の「うつす」が日本語の中に深く根づいていたことがわかる。本論では、この抽象的な表現を〈描写〉㉢と見なす。(94)では、「うつす」の対象となるのは「先々の代々に仰せ下された所の事共」であるので、話されたことを書いていることがはっきりわかる。したがって、〈描写〉㉡の用例だと言える。(95)では、「うつす」が人情や憂を詩で表す意味で用いられているが、この用法は、三十一であげた(28)と(29)の「全唐詩」の用例と、四十一であ



げた(44)と(45)の「櫻風藻」の用例における「写」字の用法と酷似している。

以上をまとめると、〈書写〉の場合、上代において中国語から〈書写〉という概念が伝わり、日本語の中で〈書写〉の「うつす」が成立したと考えられる。奈良・平安時代においては、漢字文あるいは和漢混清文で多く用いられたが、和歌と和文ではほとんど用いられなかった。一方、中世、近世にいたると、漢文訓読調の濃い文体でなくても、使われるようになった。

〈描写〉の場合、奈良時代の古文書では見られないものの、同時代の日本撰漢詩集と仏足石歌で用例が見られるので、〈書写〉と同じ頃に大陸から渡ってきたと考えられる。〈書写〉の「うつす」と同様に平安時代までは漢文訓読調の濃い文体でしか用いられなかったが、中世にいたると、一般的に幅の広い文体の中で用いられるようになった。このようにして、本来、日本語の「うつす」になかった〈書写〉と〈描写〉という意味が生まれたのである。

## 五 「写」字の移動系の「うつす」への影響

ここまで、〈書写〉の「写」が及ぼした影響を見てきたが、中国語の「写」はこれらの意味以外にも、日本語の「うつす」に影響を及ぼしていると思われる。本節で取り上げるのは、〈中身を入れかえる〉という意味で用いられる「写」字の影響である。〈中身を入れかえる〉の「うつす」は、例えば、「お酒をうつす」や「瓶(の水)をうつす」のような用法であり、片方の器を持ち上げて、中身がなくなるまで、他の器に注ぎ入れるという意味である。

現代語では、このような「うつす」がどこまで使われ、どこまで許容されているかについて、多少の個人差と地域差があると思われるが、近世や明治以降の西日本のいくつかの方言集に「中身を他へ入れかえる」の「うつす」についての記述が見られるので、少なくとも西日本の一部にはこのような「うつす」が現代でも使われている。

### 五二 「写瓶」と〈中身を入れかえる〉の関係

一一で述べたように、固有日本語の「うつす」には、人や物、あるいは染料が移動の対象となるが、〈中身を入れかえる〉の場合、移動の対象となるのは、酒や水などの液体のものである。移動を表している点では固有日本語の「うつす」ときはほとんど変わらないが、その対象となるものがかなり異なっていると言える。本節で述べるように、この〈中身を入れかえる〉という意味は「写」字から生じた意味であると思われるが、この意味の受容の過程は、〈書写〉と〈描写〉に比べれば、かなり複雑であった。

奈良平安時代の文献において、お酒や水などの液体は基本的に「うつす」の対象にはならない。但し、五二三で述べるように、漢文訓読調の濃い文体において、「瓶の水をうつすが如し」という〈伝授〉を表す成句が見られ、この成句が仏教語にある「写瓶<sup>しやびん</sup>」という熟語に由来していると思われる。

この「写瓶」という語は、五二二と五二四で述べるように、平安中期頃から古文書で現れ、その後に和漢混清文において、「瓶の水をうつすが如し」という成句が現れる。更にその後、和漢混清文において、そして時代が下るとすべての文体において、〈中身を入れかえる〉という意味で用いられる「うつす」が現れてくるが、この意味はおそらく、「瓶の水をうつ

すが如し」という成句、つまり「写瓶」の訓読した形から来ていると考えられる。

「写瓶」という語について、『仏教語大辞典』（東京書籍株式会社1979）は次のように定義している。

【写瓶】しゃびょう また瀉瓶とも書く。師が弟子に秘法を漏れなく伝授すること。一つの瓶の水を他の一つの瓶に移すのたとえという。

『仏教語大辞典』上巻、pg.607

「写瓶」で見られる「写」字の用法はその原義たる「中身を入れかえる」に由来していると思われるが、「写瓶」、または「写瓶」に類似した表現は漢訳仏典において早くから散見される。例えば、時代の早いものには次の「大般涅槃経」（四二二年訳）と「大唐西域記」（六四六年訳）の用例があげられる。

- (96) 一經於耳曾不再問。如写瓶水置之二瓶。 「大般涅槃経」（四十卷本）卷第三十六  
(97) 我惟衰耄遇斯俊彦。誠乃写瓶有寄、伝灯不絶。 「大唐西域記」卷第十<sup>43</sup>

(96)は、管見の限り、「写瓶」の最古の例であるが、「写瓶」が「如写瓶水置之二瓶」というような句に入っているので、おそらくこの句が「写瓶」の語源であろう。(97)では、「写瓶」が一つの熟語として用いられており、おそらく本書の成立の七世紀までには、「写瓶」という熟語形が成り立っていたであろう。

## 五十二 日本における「写瓶」の受容―古文書と古記録

以上では、中国の仏典における「写瓶」の成立について述べたが、日本においても、平安中期頃から、古文書において「写瓶」の用例が現れてくる。以下は平安遺文で見られる「写瓶」の最古の教例である。

- (98) 両部大法、諸尊儀軌、五種護摩、悉曇宗義、皆悉受学、許可灌頂、同以究之、談其学、可謂写瓶、但彼阿、  
康保二年（九六五）十一月十五日 三宝院文書六十三「寛空授位状」  
(99) 受学両部大法、并諸尊儀軌、護摩等法、瓶水猶似写（鴻）得、鉢油深恥傾滴、  
康保二年（九六五）十一月廿一日 真言伝法灌頂師資相承血脉「寛空授位状」  
(100) 初従師受学大法、後於権少僧都慶円之所、重以陳習、令加覆審、瓶水全写（鴻）、大法師道□（命）、  
長保三年（一〇〇二）十一月一日 平松文書二「太政官符案治部省」<sup>44</sup>

右の「寛空授位状」には、(98)の三宝院文書所取のものと、(99)の真言伝法灌頂師資相承血脉所取のものがあり、全体的には内容は一纏であるが、本文には多少の違いが見られる。その違いの中でも特に目立つのは、前者では「写瓶」が熟語として用いられているのに対して、後者では、「写瓶」の代わりに「瓶水猶似写」という類似表現が用いられている。五十二に取り上げた涅槃経の用例に似ている。(100)も、「写瓶」そのものではなく、「瓶水全写（瓶の水を全て写す）」という類似表現になっている。

おそらく、平安時代の日本において、「写瓶」という語そのものより、「瓶の水を写す」教

を伝授する」というような比喩的な概念が、中国の仏典から伝わってきたのだろう。以下の第四表は中古から近世の古文書と古記録における「写瓶」とその類似表現（瓶水猶似写」など）をまとめたものである<sup>45</sup>。「写瓶」の「写」は正式には「写」と書くが、字義と字形が似ているところから、「鴻」、「瀉」、「瀉」の三字を用いることもしばしばあるので、以下の第四表ではこれらの字体をとっている例も示す。

第四表 日本古文書・古記録における「写瓶」とその類似表現

史料集	平安	大日本	大日本	鎌倉	大日本	大日本	大日本古文書			合計
	遺文	古文書	古記録	遺文	古文書	古記録	室町時代	江時代	慶享幕許	
「写瓶」	16	1		18		2				37
「鴻瓶」	1								1	2
「瀉瓶」			1	11	4				1	17
「瀉瓶」		2		2	1		2	1	3	11
その他の類似表現	5	1		8	1					15
合計	22	4	1	39	6	2	2	1	5	82

『平安遺文』、『鎌倉遺文』、『大日本古文書』は古文書の集成であり、『大日本古記録』は古記録の集成である。古文書において「写瓶」の用例が多く見られるのに、古記録では少ない要因としては、位相の違いが考えられる。つまり、古文書には寺社から集めたものが多いが、このような神仏関係の文書に「写瓶」という語が現れるのは自然である。これに対して、古記録とは公卿や官人の日記であるので、おそらく「写瓶」というような仏教語を用いる場面が少なかつただろう。

### 五十三 中古における「写瓶」の訓読

平安和文において、「写瓶」、あるいはその類似表現を訓読したと思わしいものが二例見られる。一例が『三宝絵詞』で現れ、そして、もう一例が『三宝絵詞』と同じような文脈で『栄華物語』で現れる。

(101) 或ハ経論ヲ説テナクノニフ灯ヲカ、ゲ、或ハ戒律ヲマモリテ鉢ノ油ヲカタブクス、或ハ身ノ根(真言の誤りか)ヲサダメテマタクカメノ水をウツシ(東大寺切れ：該当本文散逸(前田本：或ノ護テ戒律ヲ不傾鉢ノ油、或伝テ真言全ク移ツ瓶ノ水)

(102) あるは俱舎経の御読経とて、真言の心ばへありと聞きしめすをば、世に出でたるをも、山に籠り寺に籠り居たるをも召し出づれば、この方を立つる人人は、いとど戒律を守りて、鉢の油を傾け(ず)、真言を磨きてかめの水をうつし、よろづに仕立て、召し入れられては、真言の趣深さあさ、の程を聞きしめして、かの僧達どもに定め宣はせて、その方にまことに深くしみ、頭密ともに朗かなるをば、かれ進まねども、阿闍梨の解文を放たせ給ふ。公私の御師となさせ給ふ。 『栄華物語』卷第十五

これらの例はいずれも真言の戒律を堅く守るべきことを述べているが、漢文、あるいは日本漢字文から引用されたものだと考えられる。例えば、前文脈にある「鉢の油を傾けず」とは、日本古典文学大系の頭注によると、「仏在世の時の比丘が鉢の油を傾けることなく戒律を守ったように守る」ことであり、「付法藏因縁伝」（南北朝時代成立）の説話を典拠にしているが、五十二であげた(99)の「寛空授位状」では、「鉢油深恥傾滴」という類似表現が見られ、また、「鉢の油を傾けず」の原型だと思われる「不傾油鉢」という成句が次の「宋高僧伝」（九八八年成立）と「心性罪福因縁集」（十一世紀成立）で見られる。

(103) 皆不傾油鉢無漏浮囊。經不云乎。 「宋高僧伝」卷第十四

(104) 不許浮囊。悉具威儀不傾油鉢。 「心性罪福因縁集」卷之上<sup>46</sup>

右の仏典はいずれも「三宝総詞」と「栄華物語」と同じ頃の成立であるので、影響関係が考えられる。このような文脈から考えると、「瓶の水をうつす」もおそらく、五十一で取り上げた「大般涅槃経」のような漢文、あるいは五十二で取り上げた日本漢字文を典拠にしているだろう。

以上のような漢文との関わりから、「三宝総詞」と「栄華物語」で見られる「瓶の水をうつす」と「鉢の油を傾けず」の二句は、漢文から引用されたものであることがわかる。言い換えれば、右であげた「三宝総詞」と「栄華物語」の二箇所は純粋な和文脈ではなく、当時の漢文訓読調で書かれているので、本文で見られる〈伝授〉の「うつす」も漢文訓読の特殊な用法と見てよいだろう。

「三宝総詞」と「栄華物語」に続いて、院政期の説話集である「今昔物語集」には、「写瓶」を訓読したと思われる用例が十例見られる。この十例とも、いずれも伝授をあらわす比喩表現であり、「写瓶」の用法をそのまま引き継いでいると思われる。以下はその用例の一部である。

(105) 始テ大乘ノ教法ヲ受ケ習フ事、終ニ瓶ノ水ヲ写ガ如シ。 「今昔物語集」卷第四

(106) 竜智、謹テ此レヲ受テ持ツ事、瓶ノ水ヲ器ニ移スガ如クシテ、金剛智ニ伝フ。

同右・卷第六

(107) 其ノ後、和尚、日本ノ和尚ニ靈教ヲ伝フル事、瓶ノ水ヲ写スガ如シ。

同右・卷第十一

(108) 其後、忠行、清明ヲ難去ク思テ、此道ヲ教フル事、瓶ノ水ヲ写スガ如シ。

同右・卷第二十四

右の例はいずれも、「瓶の水を写すが如し」とあり、「写瓶」の「瓶」に「の水」を補っているが、五十二で示したように、平安・鎌倉時代の古文書にも、「瓶水猶似写（瓶の水をなほ、写すことし）」、「瓶水全写（瓶の水を全て写す）」などの「写瓶」の類似表現が多く見られ、「今昔物語集」の用例は「写瓶」そのものの訓読にあたらなくても、その類似表現にあたると思われる。

もう一つ注目できる点は、(106)の一例を除けば、右の「今昔物語集」の用例はすべてが「うつす」に「写」という字を用いていることである。「今昔物語集」において、〈移動〉の「うつす」の例は原則として、すべて「移」、あるいは「遷」の字を用いている。〈移動〉に「写」の字を用いるのは「写瓶」という成句においてのみである。おそらく「今昔物語集」の筆者には、「瓶の水を

うつす」は「写」と書き、「移」や「遷」と書いてはならないという意識が働いていたのだろう。このことから、院政期において、「瓶の水をうつす」がまだ漢文訓読との結びつきの強い表現だったことがわかる。

## 五十四 〈伝授〉から〈中身を入れかえる〉

以上では「写」字と「うつす」の〈伝授〉の用法について述べ、平安時代の一部の文献には「瓶の水をうつす」という成句が見られることを指摘した。また、この成句の基となっているのは「写」字の原義たる〈中身を入れかえる〉であることは五十一で説明した。しかし、平安時代の文献において、「瓶の水をうつす」という成句が多少見えても、単なる〈中身を入れかえる〉という意味で用いられる「うつす」の用例はほとんど見られない。先ず、和歌と和文において、このような用法は一例も見られない。〈中身を入れかえる〉という用法が初めて現れるのは、「今昔物語集」からであるが、それでも、単に〈中身を入れかえる〉の「うつす」が全巻に渡って三例しかなく、〈伝授〉の「うつす」の十例に比べれば、当時はまだあまり使われていない用法だったと考えられる。以下は〈中身を入れかえる〉という意味で用いられた三例である。

(109) 婢、尊者ニ申サク、「我レ今、貧窮ニシテ身ノ上ニ衣食无シ、只此ノ少ノ水有リ。此レ主ノ許セル所也。此レヲ施セムニ何ゾ」ト。尊者ノ宣ハク、「速ニ其レヲ可施ト。婢、尊者ノ言フニ可随シ」トテ、鉢ニ入ル所ノ水ヲ尊者ノ鉢ニ移シ入レシ。

「今昔物語集」巻第二

(110) 樹ヨリ甘乳ヲ出ス。四天王、香瓶ニ此ノ甘乳ヲ移シテ一時ニ火ニ灑キ給フニ、火ノ勢、弥ヨ高ク成テ更ニ滅スル事无(ナ)シ。 同右・巻第三

(111) 物食畢タル侍共ノ、主ノ下シラ分テ、次第ニ下リ様ニ置ケル程ニ、此ノ頓方ガ許ニ成テ、本食ケル器ニ、今少シ残タリケルニ下シラ指違タリケルハ、異者共ノ為ル様ニ、我ガ器ニ受テコソハ食ハムズラメト、侍共皆見ケル程ニ、頓方、主ノ器ヲ取テ、我ガ器ニハ不移スシテ、思ヒ忘レテ、主ノ器年ヲ、サフ〈ト〉撞合ケルヲ、異者共此レヲ見テ、「彼レハ何カニ。御器年ハ食ヒツルゾ」ト 同右 巻第二十八

(109)では、「ある鉢に入った水を他の鉢へ入れかえる」ことが表されており、(110)では、「樹から湧き出た甘乳を香瓶に注ぐことが表されている。(111)では主の器の中身は自分の器に移すべきではないことが述べられており、三十一であげた(15)の「礼記」の用例とよく似ている。この三例とも、「うつす」の表記として「写」ではなく「移」を用いているので、一見、「写」字の影響とは関係ないように見える。しかし、五十四でも述べたように、おそらく「今昔物語集」の筆者には「瓶の水をうつす」の成句に限って、「写」と書き、その他の〈移動〉に関わるものをすべて「移」や「遷」と書くという意識が働いていたのだろう。

この用法が和文や和歌において全く見られないことを合わせて考えると、やはり中国語からの影響が強く考えられる。以下の第五表は「今昔物語集」における〈伝授〉の「うつす」(比喩)と、それに由来すると思われる〈中身を入れかえる〉の「うつす」(非比喩)の用法をまとめたものである。

第五表 「今昔物語集」における〈中身を入れかえる〉の「うつす」

		天竺震旦部	本朝仏法部	本朝世俗部	合計
比喩	「瓶の水を写すが如し」	3	5	1	9
	「瓶の水を器に移すが如し」	1			1
非比喩	「水を尊者の鉢に移し入れつ」	1			1
	「香瓶ニ此ノ甘乳ヲ移シテ」	1			1
	「我が器に移さずして」			1	1
合計		6	5	2	13

〈書写〉と〈描写〉(㊦と㊧)の「うつす」と違って、〈中身を入れかえる〉と〈伝授〉は全巻に渡って見られるが、全体の分布としては、漢文訓読調の濃い部分と言われている「天竺震旦部」と「本朝仏法部」において用例が最も多い。「本朝世俗部」の二例は(108)と(111)として既にあげているが、(108)は、賀茂忠行という陰陽師が弟子の安部晴明に天文の道を伝授する場面であるので、陰陽師の位相語が本文に現れている可能性が考えられる。(111)の場合、前記でも述べたように、この例は「礼記」の記述と非常に似ており、「礼記」に見られる「主の余り物を自分の器に入れかえない」というような中国の作法を背景にしている可能性が高い。

このように、平安時代において、〈中身を入れかえる〉の「うつす」は漢字・漢文との結びつきが強い文体でしか現れない。一方、〈中身を入れかえる〉という動作自体は、和文において、「あける」、「入れかえる」などの和語で表わされていた。例えば、時代の早いものとしては、以下の「落窪物語」と「宇津保物語」の用例があげられる。

(112) けしきよろしと見て、かたはらなる瓶子へいじをあけて、たゞとりにとるを、「すこしはのこし給へ」といへば、「落窪物語」巻之二

(113) 又、女御のきみ、なつぽよりたてまつれ給し、かねのかめにくごをいれかへて、それにそえたりしこゑ、ことり・ひぼし、ゑぶくろにいれながら、

「宇津保物語」蔵開・上

(112)は、瓶子(酒を注ぐための器)をあけることを表しており、(113)は、黄金の甕に供御(天皇の飲食物)を入れかえることを表している。両方とも(109)・(111)に似た用法であるが、「今昔物語集」のような和漢混清文と違って、平安時代の和文において、「写」字の影響を受けた用法が未だに取り入れられていなかったため、同じ意味を表すのに別の語が用いられたと考えられる。

### 五十五 〈中身を入れかえる〉の普及

中世に入ると、〈中身を入れかえる〉の「うつす」が、〈書写〉と〈描写〉の「うつす」と同じように、漢文訓読調の濃い文体と、必ずしもそうでない文体に、両方現れてくる。例えば、漢文訓読調のさほど強くない文献として、次の「古今著聞集」と「徒然草」の用例があげられる。

(114) 又盃酌の興もありけり。内大臣御盃をたてまつらる。中納言俊賢御御銚子をとる。

左府天盃をたまはりて、例のごとくかほらけをうつしてのみて、南階をおりて<sup>は</sup>舞  
ありけり。  
〔古今著聞集〕六一四  
(115) 御前の<sup>こほん</sup>火<sup>くわ</sup>炉に火をおく時は、火ばししてはさむ事なし。土器<sup>かひは</sup>より、たちちうつす  
べし。されば、ころびおちぬやうに、心得て炭をつむべきなり。  
〔徒然草〕第二百十三段

(114)では、左府(藤原道長)が天皇から酒盃を渡され、「例のごとく」、その中身を自分の土器に入れかえる。「例のごとく」について、新潮日本古典集成『古今著聞集』(新潮社1986)の頭注では、「天盃から直接飲まずに別の土器盃に酒を移し入れて飲む作法か」と説かれているが、この作法が三一であげた(15)の「礼記」の「其余皆写」の記述に準じていると考えられる。(115)では、土器という器がまた登場するが、今回、その中身が酒のような液体の代わりに、炭となっている。日本古典文学大系本の頭注によると、ここでいう「土器」とは「火を入れて運ぶための土器」である。液体ではないので、今までの用例とは少し異なるが、その土器を倒にして、中身を火にあけているという点では、酒や水を入れかえるのと同じ動作になっているので、「中身を入れかえる」と見なしてよかろう。

「古今著聞集」と「徒然草」より時代がやや下るが、室町時代の抄物にも右のような用例が多く見られる。以下は、「毛詩抄」(一五三五年成立)と「史記桃源抄」(一四七七年成立)からの数例である。

(116) 心ニウレヘカアレハ、心カ鬱タトメ打ヲ、ウタヤウナモノチャカ、今ラメニカ、ツタ  
レハ、ツレヲ打ウツイタヤウナホトニ心カノヒトシタソ。器ニモノヲイレタラ  
カイウツイタヤウニムネニナニモナイソ。  
〔毛詩抄〕卷第十

(117) 写ト云ハ器ニ盃入タ物ヲ打ウツイタヤウニ心の愁カミナニナラソ。  
同右・卷第十四

(118) 崔浩カ滑音骨槽ハ流酒器ナリ。酒をツイテハウツシスルホトニ終日不巳ソ。  
〔史記桃源抄〕卷第十六

(116)と(117)では、「打ちうつす」と「かい(掻き)うつす」のように、「うつす」が複合動詞になっているが、「打ち」と「掻き」は両方とも語調を整えたり、語勢を強めたりする接頭辞である。これらの用例は、器に入れたものを完全に注ぎ出したように、心の中を注ぎ出して鬱になったという比喻表現を成している。「毛詩」の本文では、右の用例に当たる部分がそれぞれ、「既見君子、我心写兮」(蓼蕭)と、「我觀之子、我心写兮」(裳裳者華)<sup>47</sup>となっていることから、「打ちうつす」と「かいうつす」という語はこの「写」字を日本語に読み下したものであることがわかるが、「打ち」と「掻き」のような接頭辞を付している点では、おそらく当時の話し言葉に近いだろう。

(118)は、「史記」滑稽列伝に関わる解釈であるが、桃源は「素隠カ…云」というように段落を始めていることから、唐の司馬貞が著した「史記素隠」という注釈書を引いていることがわかる。「史記素隠」では「滑稽」という語について、「崔浩云、滑音骨、滑稽、流酒器也、転注吐酒、終日不巳」と説明が書いてあるが、本文には「写」字が見られないので、おそらく桃源は「転注吐酒」という語句を当時の話し言葉に訳しているのだろう<sup>48</sup>。このためか、史記抄の「うつす」が「うつしうつしする」というような話し言葉に近い反復表現になっているのだろう。

このように、中世の抄物において〈中身を入れかえる〉の「うつす」が漢文訓読と密接な関係で現れているが、同時に、強調の接頭辞がつけてあったり、「うつしうつし」というような反復表現を成したりしているので、当時の話し言葉をも反映していると考えられる。

## 六 まとめ

以上で述べてきたように、固有日本語の「うつす」は「写」字から、様々な影響を受けている。「写」字の影響を一文でまとめるなら、表面的な移動と複製しか表わさなかった固有日本語の「うつす」が、「写」字の受け入れによって、内容的な移動と複製を表すようになったと言えよう。別資料1の別表は、本調査で得られた「うつす」全例の意味と時代的分布を示したものである。そして、別資料2の第一図は固有日本語の「うつす」の意味と、「写」字から伝わった意味を模式化したものである。

第一図からわかるように、固有日本語の「うつす」は大きく、移動系と複製系に分けられる。固有日本語の意味としては、先ず、移動系のA〈人や物の移動〉があつて、それがB〈染料で染める〉、複製系のC〈反映〉、D〈模倣〉、E〈生き写し〉まで広がった。そして、「写」字の影響として、複製系ではF〈書写〉とG〈描写〉①②があつて、移動系ではH〈伝授〉〈中身を入れかえる〉がある。別資料2の第二図は時代に沿った「写」字の影響を示したものである。

〈書写〉と〈描写〉の場合、漢字文の用例は上代から現れ、中古に入ると、それぞれの用法が漢文訓読調の強い文体で現れてくる。〈書写〉は平安中期頃から、和文において「書きうつす」と「うつし取る」という複合動詞が見られてくるが、単独の用例は中世に入るまでは漢文の影響の強い文章でしか現れない。〈描写〉①は中古の和文から用例が見られるので、その用語としての定着がおそらく早かっただろうことがわかる。〈描写〉②は和漢混濁文の用例が中古から現れるが、近世までは、漢文訓読調の強い文体でしか現れない。〈描写〉③は上代から仏足石歌で現れるが、上代・中古においては、漢文訓読調の強い文体で専用され、それ以外の文章まで広がるのは中世に入ってからである。

〈伝授〉と〈中身を入れかえる〉の場合、中古までは漢文訓読調の強い文体でしか現れない。その中でも、〈伝授〉は漢文訓読調から離脱せぬまま、減びてしまうが、〈伝授〉の用法とはいわば、漢文訓読から借りた慣用句的な用法であるので、その用法がある時代のある位相に限って使われ、そのまま後世で減びていったと考えても不思議ではない。〈中身を入れかえる〉は中世からは漢文訓読調の強くない文体でも現れるようになる。したがって、中世においては用語としては定着していたと言えよう。

全体の傾向としては、上代・中古の漢字文において、「写」字が〈書写〉、〈描写〉、〈中身を入れかえる〉の意味で用いられており、漢文訓読の影響を多く蒙った一種の文章において、以上の意味が「写」字の〈移動〉〈反映〉の意味に対して用いられる「うつす」の訓にも流用された。しかし、和文の世界では、〈書写〉〈描写〉、などの意味を表すのに別の語が使われ、「うつす」が一般的にこれらの意味では用いられなかった。そうして、中世に至ると、〈書写〉〈描写〉などの「うつす」が漢文訓読調のさほど強くない文章まで広がるので、ある程度、日本語の中で定着してきたといえる。このように、「写」字の影響を受けたと思われる各々の意味は、漢字文から漢文訓読調の強い文章へ、漢文訓読調の強い文章から一般の文章へと浸透



していったことから考えて、これは日本語内の自然の意味変化ではなく、「写」字があつてこそ起こった意味変化であつたといえよう。

「うつす」には、本論で取り上げた意味以外にも、〈権限のあり場所を変える〉、〈人の配置を変える〉、〈人を流刑にする〉という意味があり、これらの意味には「遷」字からの影響が強く考えられる。また、〈模造する〉と〈翻訳する〉という意味もあるが、これらの意味には「模」字からの影響が考えられる。本論では「写」字の影響を論じることとどめたが、右のような「遷」字と「模」字の影響をも明らかにすることが、今後の課題である。また、本論では、「うつす」の対応自動詞「うつる」について検討しなかった。これは、〈書写〉〈描写〉〈中身を入れかえる〉がすべて他動的な動作であり、自動詞の「うつる」がこれらの意味には用いられないからである。しかし、「遷」の場合、「うつる」との関係が重要になってくるので、今後、「うつす」、「うつる」の意味変化を一緒に見ていく必要があるだろう。

このように「うつす」の意味変化に「写」字が大きく関わっていたとがわかった。従来の漢字研究ではこのような和語の意味に対する漢字の影響があまり取り上げられてこなかった。しかし、「うつす」だけでも右に述べたように、「遷」、「模」からの影響の可能性も考えられ、また「うつす」以外の和語の背後に漢字の影響が潜んでいる可能性がある。一例をあげると、和語の「あらわす」とは〈出現〉や〈表現〉という典型的な意味以外にも〈著作〉という意味でも使われることがあるが、この〈著作〉という意味は「著」字から伝わった可能性が考えられる。すなわち、「著」字には〈出現〉〈著作〉の両方の意味があるが、「あらわす」には本来、〈出現〉の意味しかなく、「うつす」と同じように、「著」字の〈出現〉の用法に「あらわす」という訓がいったん定着して、〈著作〉の意味にも流用されたことが考えられる。このような漢字と和語の影響関係を明らかにすることによって、言語接触の新しい一面が見えてくるので、日本語学にとって、重要な課題であるといえる。

- 1 「転倒した言語」は高島俊男『漢字と日本人』(文春新書2001)からの用語で、「書字中心言語」は石川久楊『二重言語国家・日本』(NHKブックス1999)からの用語である。
- 2 高島俊男『漢字と日本人』(文春新書2001, pg.156)。
- 3 著名なものには、山田孝雄『漢文の訓読によりて伝へられたる語法』(宝文館1935)、春日政治『西大寺本 金光明最勝王經古点の国語学的研究』(新道文庫1942)、中田祝夫『古点本の国語学的研究』(講談社1954)、築島裕『平安時代の漢文訓読語につきの研究』(東京大学出版会1963)など、数多くのものが取り上げられる。
- 4 佐藤喜代治『日本語の語彙に対する漢字の影響』(『漢字講座』3所収、明治書院1987, pg.18)。
- 5 同右(pg.18-21)による。
- 6 「写」は「寫」の新字体である。本論では便宜のため、本文で「写」を用いる。
- 7 築島裕編『訓点語彙集成』(汲古書院2007)などを参照。なお、「遷」「写」などの定訓については後述する。
- 8 作品の成立年代については、市古貞次・久保田淳編『新版日本文学年表』(おうふう2002)に従った。成立について諸説がある場合には、最も有力な説に従った。
- 9 本文は西宮一民『古事記新訂版』(桜楓社1973)による。但し、便宜のため、書き下し文に改めた。なお、本論では、「古事記」、「日本書紀」、「万葉集」の場合、注目箇所に関し、原本の表記に戻し、その下に括弧内で書き下し文を示した。本論では古辞書と訓点資料以外の用例の本文にある旧字体や異字体を、現在通行の字体に改めた。また、用例には注目すべき箇所には傍線を引き、注目箇所の関係する部分に波線を引いた。以下同。
- 10 図書寮本の本文は石塚晴通『図書寮本日本書紀 本文篇』(美季出版社1980)による。なお、便宜のため

- め、石塚博士の翻刻文を書き下し文に改めた。原本の訓が欠けている語には、新編日本古典文学全集 2・4「日本書紀」(小学館1996)の訓読文によって訓を補った。なお、訓を補った際には、括弧を施して原文との区別を示した。尊経閣文庫本の本文は石塚晴通「尊経閣文庫本日本書紀 本文・訓点総索引」(八木書店2007)による。
- 11 新訂増補国史大系第三巻「日本後紀・続日本後紀・文徳天皇実録」(古川弘文館1934)による。本書は堀保己一校印本を底本とし、三桑西伯詩家所蔵の天文本を以て校合を加えている。
- 12 築島裕編「訓点語彙集成」(汲古書院2007)による。「」は別筆を表す。本論では「訓点語彙集成」(汲古書院2007)から引用する際、築島博士の「文献番号」(「訓点語彙集成」第一巻、和訓載録文献一頁、pg.263-317)を用例出典の欄に記した。また、古辞書と訓点資料から引用する際には、原本の表記をできるだけ忠実に再現した。なお、異体字の表記には、『今昔文字鏡・漢字15万字体』(We版CD-ROM紀伊国屋書店2007)を利用した場合がある。以下同。
- 13 訳文は新日本古典文学大系1・4「万葉集」(岩波書店2002)による。なお、調査にあたっては古典索引刊行会編「万葉集索引」(塙書房2003)を用いた。
- 14 新日本古典文学大系1・4「万葉集」(岩波書店2002)の脚注による。
- 15 室城秀之「他編」『うつは物語の総合研究』本文編(勉誠社1999)による。底本は尊経閣文庫蔵前田家十三行本である。
- 16 「礼記の本文と「礼記正義」の注疏は台湾中央研究院の漢籍電子文献データベースによる。底本は「十三経注疏(二八二五年阮元刻本)である。本論では、漢文や漢字文の用例には、理解の便をはかるために、句読点を適宜補った。以下同。
- 17 「説文解字」は四部叢刊正編〇〇四「説文解字・説文解字彙伝通釈・玉篇・広韻」(台湾商務印書館)による。「説文解字注」は段玉裁全集之「説文解字注(上・下)」(鳳凰出版社2007)による。
- 18 「礼記」の解説に関しては、Legge, James. The LĪKĪ. Sacred Books of the East Vol. 27 (1984)を参照した。
- 19 台湾中央研究院の漢籍電子文献データベースによる。底本は「新校本史記三家注」である。
- 20 台湾中央研究院の漢籍電子文献データベースによる。底本は「新校本漢書」である。
- 21 清の趙翼(二七二七―一八二二)の「陔余叢考」では「写」の意味変遷についての考察があり、上の「漢書」の用例に至って「写」字の義が「伝通(伝ふ渡す)」から「書写」と広がっていたことが説かれている。諸橋轍次「大漢和辞典」修訂第二版(大修館1989-1990)参照。
- 22 台湾中央研究院の漢籍電子文献データベースの底本である「新校本漢書」の注釈には、「師古曰、小簡曰罽。編罽次之」とある。また小竹武夫訳「漢書」(筑摩書房1978)では、「罽罽は罽の中の罽を採り、それを切って罽をつくり、編んで書写に用いた。文字を習ってほしいに通熟し、みずから求めて罽の小役となった」とある。
- 23 以上の六例は中華電子仏典協会(CBETA)の「CBETA Reader」による。「CBETA Reader」は『大正新脩大藏経』(大正新脩大藏経刊行会1924-1934)と『新纂大日本藏経』(国書刊行会1975-1989)を電子化したものである。
- 24 台湾故宫博物院の古典文献全文検索資料庫「兼泉」による。底本は「古書詩」(中華書局1960)である。
- 25 京都大学文学部国語学国文学研究室編「新撰字鏡増訂版・国語索引」(臨川書店1958)による。
- 26 正宗敦夫「類聚名義抄」(風間書房1986)による。観智院本は建長三(一二五二)年写の伝本であり、名義抄の原撰本を増補改編した系統の一本である。原撰本には、図書寮本(〇八・一・一〇〇)年写があるが、法上部しか伝わらない写本であるため、「写」の訓を確認することができない。但し、図書寮本の「纏」の項に「<sup>マシ</sup>纏」写」という記述が見られ、「写」の傍らにある「ス」が「ワツス」の訓の一部である可能性が高い。図書寮本の記述は「図書寮本類聚名義抄」(勉誠社1976)による。
- 27 中田和夫・峰岸明編「色葉字類抄」研究並びに総合索引」(風間書房1964)による。「色葉字類抄」は、天養(治承年間(一一四一―一八二年)成立の辞書であり、現存する最古の写本は前田本(鎌倉期写)である。しかし、前田本では中巻が欠けているため、中巻の現存する最古の写本である黒川本(江戸期写)を用いて補った。
- 28 峰岸明「平安時代古記録の国語学的研究」(東京大学出版会1986, pg.287-288)を参照。
- 29 右の用例の内、「金光明最勝王経」と「大般涅槃経」の訓点は築島裕「訓点語彙集成」(汲古書院2007)による。神田本・白氏文集は太田次男・小林芳銀「神田本白氏文集の研究」(勉誠社1982)により、九条本「文選」は中村宗彦「九条本文選古訓集」(風間書房1983)による。
- 30 『日本古典文学大辞典』(小学館1983-1985)によると、「法華義疏」の著者は、聖徳太子以外に、太子の周囲に集まった朝鮮系渡来僧たちを求める説と、朝鮮半島・中国に制作された著作を将来し、聖徳太子の著作に変えたという説もある(第三巻 pg.101、田村園造)。なお、本論では通説にしたがって、聖徳太子の著作と見なす。
- 31 大藏経テキストデータベース研究会(SAT)の「大正新脩大藏経テキストデータベース」による。

- 32 東京大学史料編纂所データベースによる。底本は『大日本古文書』(同史料編纂所出版1901)である。
- 33 「互」の共起語を検索するにあたっては、国立国語研究所の全文検索システム「ひまわり」を利用した。
- 34 日本古典文学大系69『懷風藻・文華秀麗集・本朝麗藻』(岩波書店1964)による。底本は天和刊本である。返り点と二二点は日本古典文学大系本による。
- 35 日本古典全集第一回『懷風藻・倭雲集・文華秀麗集・経国集・本朝麗藻』(日本古典全集刊行会1926)による。底本は群書類従本である。返り点と二二点は全集本による。
- 36 『日本語学研究事典』(明治書院2007)によると、「漢語そのものは固有名詞の「舍加」(「釈迦」のみであり、他は翻訳して倭語として表現されている。即ち基本的にやまとことばによって詠作されている。直訳語として、「三十あまり二つ相」「八十草」「ぞたる」「八万光」「薬師」「千歳の罪」「人の身は得難し」「四つ蛇五つ鬼」「雷の光」「死の王」など少なくない例が指摘できる。(pg.631)。
- 37 東京大学史料編纂所データベースによる。底本は『大日本古記録』(同史料編纂所出版1952)である。
- 38 築島裕著『平安時代語新論』(東京大学出版会1969)によると、「三宅総詞」が仏教的な要素を多く取り入れているため、その文脈の禪語語的性格が強い(pg.209-215)。
- 39 佐藤武義『今昔物語集の語彙と語法』(明治書院1984, pg.322)など参照。
- 40 『日本語学研究大事典』(明治書院2007)は『古今孝聞集』の文体について、「文書は漢字平仮名交り文であり、全体として漢文詞語調はあまり強くない」というように述べている(pg.839 梶原健太郎)。
- 41 土井本の本文は『CD-ROM版・土井本太平記本文及び語彙索引』(勉誠社1997)による。
- 42 方言集として最も早く取り上げられるのは、江戸後期の「久留米はまおき」(1839-1852成立)である。明治以降の方言集には次のものがある。『淡路方言研究』(田中万兵衛編、1934)、『岡山県邑久郡方言』(時実黙水編、1934)、『岡山方言』(島村知章・桂又三郎編、1935)、『島根県方言辞典』(広戸惇・矢富熊一郎編、1963)、『広島県方言辞典』(村岡浅夫編1980)、『方言集―島根県吉賀地方の方言―』(沖田桂治1992)。
- 43 以上の二例は「CBETA Reader」による。
- 44 東京大学史料編纂所データベースによる。底本は『大日本史料』(同史料編纂所出版1901)である。
- 45 東京大学史料編纂所データベースによる。底本には『平安遺文』(東京堂出版1947)、『鎌倉遺文』(東京堂出版1971)、『大日本古文書』(東京大学史料編纂所出版1901)、『大日本史料』(東京大学史料編纂所出版1901)がある。遺文と古文書間に重複史料があった際は、古文書の数を捨てた。但し、全体の数としては重複する例が四例しかなかった。類似表現は次の通りである。平安遺文：「然而智浅而無甚瀉瓶之水」、「護摩等法、瓶水猶似写(漚)得」、「瓶水全字(漚)」、「密印密護瀉智水於瓶底」、「伝灯已二畢へ、瀉瓶又満チテ、入法界定二」。鎌倉遺文：「心地互瓶之水泛夕月」、「永令澄写瓶之水」、「雖瀉智水於瓶中」、「賢瓶瀉得」、「五智之為清浄、有以于瀉宝瓶於汾泉之浪」、「秘法、更無殘感、瓶如瀉水」、「五智瀉瓶之水」、「入瀉瀉瓶水既畢、僧正道意」。平安時代の古文書：「習字心肝累代口伝、猶写瓶水」。鎌倉時代の古文書：「有以于瀉宝瓶於汾泉之浪」。
- 46 以上の二例は「CBETA Reader」による。
- 47 台湾中央研究院の漢籍電子文獻データベースによる。底本は『十三經注疏』(二八二五年阮元刻本)である。
- 48 台湾中央研究院の漢籍電子文獻データベースによる。底本は『新校本史記三家注』である。



成立年代	作品名	移動系										複製系										全体合計											
		その他の移動に関わるもの					染料で染める					入れかえる					伝授						合計										
		動		名		複	動		名		複	動		名		複	動		名		複		動		名		複	動		複			
		単	複	単	複	△	単	複	単	複	△	単	複	単	複	△	単	複	単	複	△		単	複	単	複	△	単	複	△	単	複	
1190	山家集	2																												2	5		
1201	建仁元年歌合																														1	1	
1201	式子内親王集																														0	2	
1212	方丈記																														0	1	
1213	金槐和歌集																														0	1	
1216	新古今和歌集																														0	3	
1220	平治物語																														0	1	
1220	保元物語	10																													0	10	
1221	宇治拾遺物語	2	4	1	2	1	1																								3	16	
1224	愚管抄	1	1	4																											0	6	
1234	建礼門院右京大夫集																														1	3	
1237	正法眼藏隨聞記	2																													0	2	
1238	梅尾明恵上人遺訓	1																													0	1	
1242	平家物語	26	1																												1	4	32
1249	道範消息	1																													0	1	
1252	十訓抄	3																													2	7	11
1252	俊成卿女家集																														3	3	3
1253	正法眼藏	3	1																												1	6	6
1254	古今著聞集	10	2	10	3	2																										15	43
1296	宴曲集																														1	1	1
1300	妻鏡	2																													0	2	2
1308	沙石集	1	1	1																											1	6	9
1331	徒然草	3	2																												2	8	8
1343	神皇正統記	24	1																												3	28	28
1350	曾我物語	6																													1	4	12
1356	菟玖波集抄	2																													2	0	2
1371	太平記	67	1																												4	9	78
1376	増鏡	7	1																												1	3	15
1389	義経記	5																													3	8	8
1477	史記桃源抄	4	23	3																											2	7	38
1529	蒙求抄	4	4																												1	5	14
1535	毛詩抄	6	3																												4	12	25
1573	御伽草子	11	1																												1	4	17
1603	日葡辞書	3	1																												3	10	19
1609	根の介	3																													1	4	4



## 別表 固有日本語の「うつす」の意味と、「写」字から受けた意味の時代的分布

一、以上の調査にあたっては、主として国文学研究資料館の「日本古典文学本文データベース」(岩波書店『日本古典文学大系』百冊のコーパス)のデータを利用し、国立国語研究所の全文検索システム『ひまわり』で文字列検索を行った。そして、『日本古典文学大系』の刊行版(岩波書店1957-1967)で原文を確認している。但し、抄物と近世の一部の文献には『日本古典文学大系』以外の資料を用いた場合がある。詳しくは以下の通りである。

一、「三宝絵詞」は小泉弘・高橋伸幸著『諸本対照三宝絵集成』(笠間叢書131、笠間書院1980)によった。

なお、検索にあたっては中央大学国語研究会編『三宝絵詞自立語索引』(笠間索引叢刊87、笠間書院1985)を利用した。

二、「十訓抄」は基博編『十訓抄本文と索引』(笠間索引叢刊78、笠間書院1992)によった。

三、「史記桃源抄」、「蒙求抄」、「毛詩抄」は抄物資料集成の第一巻『史記抄』、第六巻『毛詩抄・蒙求抄』(精文堂出版1971)によった。

なお、検索にあたっては、同集成の第七巻『解説索引篇』、別巻『索引篇』(精文堂出版1976)を利用した。

四、「日葡辞書」は土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店1980)によった。

なお、検索にあたっては、森田武編『邦訳日葡辞書索引』(岩波書店1989)と山田潔編『邦訳日葡辞書逆索引』(笠間索引叢刊118、笠間書院1998)を利用した。

五、「動」は「うつす」が動詞形、「名」は「うつす」が「うつし」のように連用形名詞形で使われているものを示す。

「単」は「うつす」が単独で、「複」は「うつす」が複合動詞(或いは名詞)で使われているものを示す。

○は確例(仮名表記、或いは振り仮名つき)を示し、△は確例でないもの(漢字表記に「さ」「し」「す」などの送り仮名しか確認できないもの)を示す。三、太線の部分は「写」字の影響が明らかに濃い所を示し、点線の部分は「写」字の影響が認められるものの、固有日本語の「うつす」の意味に近い所を示す。

四、調査の範囲としては、上代・中古は『日本古典文学大系』所収の漢字文以外のすべての作品を扱い、中世は演劇・脚本以外のすべての作品を扱った。

近世は作品数があまりにも多いため、用例の多い、または特殊な用法が見られる作品に限った。




五、一つ以上の用法が考えられるもの(掛詞などの類)に関してはその主たると思われる用法だけを数えた。なお、その分類の理由について本文で述べたものはいくつかある。

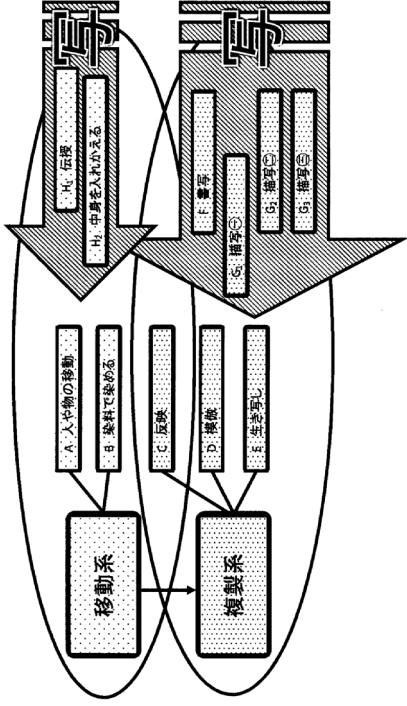
六、作品の成立年代については、市古貞次・久保田淳編『新版日本文学年表』(おうふう2002)に従った。成立について諸説がある場合には、最も有力な説に従った。

年代	移動	書写	描写○	描写◎	描写⊙	伝授	入れかえる
上代	600						
中古	700						
	800						
	900						
中世	1000						
	1100						
	1200						
近世	1300						
	1400						
	1500						
近代	1600						
	1700						
	1800						
1900							
2000							



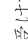
 漢字文   
  漢文の影響の強い文章   
  用語定着

第二図 時代から見た「写」字の影響

- 一、矢印は「うつす」のそれぞれの用法の有無を示す。
- 二、の線は、古文書や古記録などの日本漢字文で「写」字にその用法が見られるが、「うつす」にその用法が未だ見られない時代を示す。
- 三、の線は和漢混濁文や漢文訓読調の濃い文体で「うつす」にその用法が見られてくる時代を指す。の線はその用法が日本語として定着している時代を示す。
- 四、〈移動〉の場合、現存の資料では記紀と「万葉集」まで遡れるが、それ以前は資料がないため、その使用は確かめられない。但し、筆者は奈良時代以前からあるものと考えているので、本図では点線を以て奈良時代以前の使用を示した。
- 五、六世紀の「法華義疏」の〈書写〉の用例を以て、「写」の最古例とみなした。但し、金石文は調査していないので、今後、より早い用例が出る可能性がある。



第一図 「うつす」の意味分類

- 一、「うつす」の用法を大きく移動系と複製系の二系統に分けて、移動系はで示し、複製系はで示した。移動系に近いと考えられるCは、二系統の中間に配置した。
- 二、「写」と書いてあるの矢印が覆っているところが「写」字の影響を受けている意味を示す。
- 三、G1の場合、「写」字から影響は受けていると考えられるが、固有日本語の意味にはまだ近い用法であるので、F、G2、G3より固有の意味に近い位置に配置した。
- 四、移動系の中でもさらに細かい分類ができるが、便宜のため、本論で詳述した意味だけを取り上げるにとどめた。